



第十一管区海上保安本部は、鹿児島、熊本、宮崎三県の周辺海域から東シナ海に及ぶ南北約七百キロメートル、東西約一千キロメートルの海域において、密航、密輸入、密漁等を取り締まり、当海域が台風、豪雨の常襲地域で活火山も点在するところ、防災対策にも努め、また、昨年九月十一日の米国テロ後、原子力発電所等の警戒も一層厳重に行っているとのことであります。

次に、第十一管区海上保安本部を訪問し、同管区本部長から昨年十二月二十二日発生の九州南西海域不審船事案の概要について説明を聴取いたしました。

後、不審船に対する対応としては、事案発生当初、五千メートル以遠から対応することとし、そのため、遠距離からも正確な射撃可能な機関砲を有する高速高機能の大型巡視船等の整備を喫緊の課題とし、来年度予算に約百五十億円を要求しているとのことであります。

次に、鹿児島ドック鉄工株式会社に向かい、工船の船体、また、回収された同船に格納された小型舟艇、水中スクーラー、武器等の視察を行いました。

海上保安庁は、不審船の沈没直後から同船乗組員の捜索や証拠物の回収等を行い、さらに船体引

に直徑約二十センチメートル、長さ約三十センチメートルの自爆装置と推測されるものを一個搭載し、船首付近に長さ約百七十センチメートルの水中スクリーチー一台を格納しておりました。

武器類としては、そのほとんどが旧ソ連製武器に類似しており、携行型地対空ミサイルの発射装置置二式、ロケットランチャーワーク機、対空機銃一機、自動小銃四丁、無反動砲一機、軽機関銃一丁、手りゅう弾六個等が回収されております。

以上のはか、たばこ、菓子袋、毛布、編上靴、無線機、GPSプロッター、缶詰、携帯電話、金日成バッジ等が回収されております。

毅然とした対応といいますのは、四方を海に囲まれたこういう海洋国日本においてその安全と秩序を守るために本当に大きな抑止力として広く国内外に認知をされたのではないかなということを思つた次第でござります。

しかしながら、現地で実際に工事船を見させていただきますと、本当に爆風でかまぼこ形に船体が変形をしたり、弾痕の生々しい跡を見たわけですがござりますし、私の地元で発見をされましたこういう水中スクーターと同じような型の水中スクーターもございました。想像以上の、武器なども展示をされておりまして、本当に想像以上の重装備

まず、本事案の発生の経緯につきましては、昨年十一月二十二日前一時過ぎ、我が国の排他的經濟水域内において不審船が発見され、海上保安庁が漁業法に基づく立入検査のための停船命令を行つたものの、当該船舶はこれに応ぜず、司巡

揚げに向けて準備を行い、二月下旬から三月初めにかけては自航式水中カメラによる調査を、五月中旬には潜水士による調査を、六月下旬から九月中旬にかけては船体等の引揚げ作業をそれぞれ行ない、九月十一日、船体を作業台船に設けられた

なお、遺体につきましては、事案発生直後に一  
体、潜水士による調査時に二体、そのほか船体引  
揚げ時、船体安全確認作業時に遺体の一部、人骨等  
を収容しております。

だなと思いましたし、御報告にもありましたが、本当にある一定の工作目的のために造られた武装船であるというような思いを強く持ちました。こういう船が本当に日本近海に出没している、(こう)  
いう日本海の危機というもの、これを痛感をいた

視船が警告等の正当な手順を踏んだ上で威嚇射撃を行うも、なお、当該船舶は応ぜず、ついには接舷を試みた巡視船に対し攻撃を行ったことから、巡視船が正当防衛射撃を行いました。直後、当該

ブールに引き揚げました。その後、台船上において安全確認を行った後、十月六日、鹿児島ドックへ安全確認を行った後、十月六日、鹿児島ドックへ

最後に、長時間に及ぶ私どもの調査に御協力をいたしました関係者の方々に対し厚くお礼を申し上げまして、御報告を終わります。

しましたし、今回それと対峙をしたこの事案  
かに激しくてまた危険な任務であったかという  
とにも思いを致したわけでござります。  
そういう中で、今回この引揚げに当たつて、現

船舶は原因不明の爆発を起こして沈没し、去る九月十一日、二百六十三日ぶりに引き揚げられ、十六日に鹿児島ドック鉄工株式会社に陸揚げされました。

長約三十メートル、最大幅は約五メートルで、登機口四基が船体前部に搭載され、スクリューが四つあり、甲板上の格納スペースにオール一本とゴムボート二隻が格納され、また、船尾には鏡音閣きの尾がちり、その内部に小型母艦が内蔵して

終了いたしました。  
これより質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
**○野上浩太郎君** おはようございます。自由民主  
党の野上浩太郎でございます。

証により判明した数々の事実を踏まえ、総合的に判断した結果、本事案に係る船舶を北朝鮮の工作船と特定したところであります。また、九月十七日の日朝首脳会談において金正日国防委員長から

船体は高速航行を可能とするため、四つのスクーリューを横一列に配置し、船首部分が鋭くとがっているなどの特徴を備えていることから、漁船をいました。

今はど不審船の視察についての御報告があつたところですが、私も同行をさせていただきました。改めて調査に御協力をいただきました関係の皆様方に御礼を申し上げたいと思いまます。

北朝鮮の特殊部隊の関与を認める趣旨の発言がありました。  
なお、本事案の捜査手続については現在も継続中であり、一連の調査結果の最終的な公表にはしばらく時間がかかることがあります。

改造したものではなく、当初から工作目的のため建造されたものではないかとの見方もあります。

し、こういう機会でござりますので、「この不審船

に関するいたしまして数問、質問をさせていただきたく思います。

海上保安庁は、不審船に対し警察機關として第一義的に対処することを基本とし、さきの事案において発見された武器類の中には最大有効射程距離五千メートルを持つものもあることから、今後は常に警戒を要するものとしてあります。

ると推測され、全長約一一メートル、最大幅約三メートル。それぞれにスクリューの付いた発動機三基、操舵区画にレーダー一台及びGPSプロッタ一一台等が装備されており、この操舵区画付近

けて対応をされた海上保安庁、そしてまた引揚げに当られた方々に対しまして深く敬意を申し上げる次第でございますし、本当に高く評価をしたいと思います。今回のこの事案の本当にこうい

かつたということでおざいまして、本当に、夜の十時まで作業に当たつたということでございまして、本当に改めて敬意を申し上げたいと思う次第でござります。

引き揚げられた工作船の武器とか押収物の中に日本製の携帯電話ですかGPSというのも含まれておったということで、こういうのは本当に新たな手掛かりになるのではないかなど期待をしたいところでございますが、そういう中で、扇大臣も先般現地に足を運ばれまして、実地でその工作船ごらんになつたわけでございますが、改めて、その現地での御感想も含めまして、まず今回の不審船事案に係る全体的な所感をお聞かせを願えればと思います。

○國務大臣(扇千景君) まず冒頭に、委員会として派遣をされたという御報告を今していただきました。まず、委員会として現場まで足を運んでいたので、実物を見ていただいて、今御報告のところ、皆さん自分が自分の目で見て危険性を感じただいたことに、委員会の皆さん方に、心から派遣に行っていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。本来であれば私も御一緒して説明したいぐらい私も行っておりますけれども、今日こうして委員会の報告をされたことにまず敬意を表したいと、委員長始め委員の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

それから、今の御報告ですけれども、野上委員の御質問ですけれども、見ていただいてお分かりのように、戦後初の銃撃戦を行った生々しい現物でございました。昨年の十一月の二十二日に今事件が起こったという御報告をされましたが、私は二十七日にまず、三名の海上保安庁の職員、負傷いたしましたので、私は十一月の二十七日にはまず飛びまして、三名の負傷者のお見舞いと、「あまみ」という船の百数十発被弾しているものを、まず昨年の十一月、事件後四日目に現地に入つて見てまいりました。そのときから私は、沈んだものは必ず引き揚げる、でなければこの真相解明はないと言い続けました。そして、委員会にも昨年も御報告をいたしました。

それがやつと、いろんな事情で、あるいは中国のEEZにあるということ、また、この十一月の二十二日から二十三日にかけてこの船を、当時は多々ござりますので、これは自衛隊あるいはアメ

不審船でしたけれども、追跡するときに既に波は高くて、現場に到着するまで海上保安庁の職員は、私はそれまで、失礼ですけれども、船酔いというの一遍経験すれば一度と船酔いしないものだ、免疫性ができるんだと私素人ながら認識しておりましたけれども、海上保安庁の職員は、一度陸に上がると改めて船酔いというのはくるというのを初めて私知りまして、波の中で三時間、四時間揺れて行くと現地に着いたときには体力 자체がなくなるほどの揺れの中で現地に行つたということも知りました。

そして、今申しましたように、戦後初の銃撃戦ですから、どの程度の、何の目的で何をしに来たのかということ、また、どれほどの装備をしているかということを明快にしなければ今後の対策が取れないということで、貫して引揚げを主張してまいりました。

多くの皆さん方、多くの費用、後で費用のこともあると思いますけれども、それらのことを含めて、私は先日も、皆さん方が行つてくださる前に私は行つてしまいましてけれども、この九州南西海域における当時不審船が、小泉総理の訪朝によって、北朝鮮とのトップ会談で初めて北が工作船と断言しました。そのことによって、我々はもっと深刻に原因の究明をして、そして今後の日朝交渉の中でのことを明快にしていかなければならぬ。

また、先生方がごらんいただいたて、日本の近海をこれだけの船が行き来しているということは、漁船を操業する皆さん方あるいは漁業に従事する皆さん方、まして何の目的で来たか分からないと、この拉致の被害者が五名帰国しておられますけれども、やつと帰国できた皆さん方も、こういう人を拉致のために来たのかという、その目的が分かりませんので、今もつて我々は、揚りましたけれども、やつと帰国できた皆さん方も、重装備は各国の製品があります。日本の製品だけではない、また北朝鮮独自の製品でもないものが、これまできた船、しかも、先生方が見ていただいた

リカ、ロシア等々と協力しながら解明に努めているという事態ですけれども、少なくとも、国土の一倍の海域を持つ日本の海上保安庁の仕事というものがより重要であり、これを明快にすることによって、皆さん方に少しでも安心していただけます、そして日々大丈夫だというような日時が送れるような状況にしていきたいと思っております。

○野上浩太郎君 正に、今、大臣がおっしゃられ、それと同様の感想を私も持つわけでございますが、大事なのは、やはりこれからどういうふうにこの不審船、対応していくのかということに尽きていくんだと思います。

この前の、先般の日朝首脳会談で、北朝鮮の国としての関与と、こういうことが明らかになつたわけでございます。ところが、その日朝首脳会談の直前の九月四日ですか、日本海中部沖の公海上を北朝鮮の工作船らしきものが不審船らしきものが航行をしていたと、そういう情報もたらされたわけでございます。

このような、この北朝鮮という国に対しまして、私は先日も、皆さん方が行つてくださる前に私は行つてしまいましてけれども、この九州南西海域における当時不審船が、小泉総理の訪朝によって、北朝鮮とのトップ会談で初めて北が工作船と断言しました。そのことによって、我々は厳しく、激しく抗議をしていくことはもちろんでござりますし、またその工作船の目的は何だったのか、あるいはだれの指示によるものなのか、責任はだれにあるのか、処分はどうするのか、拉致との関連はどうなのか、再発防止をどう図っていくのか、これから課題が数多く残されておるわけだと思います。

今、大臣の方からもちょっとそのことにつきましてのお話もお触れをいただきました。重なるところは結構でございますが、改めて、北朝鮮に対する対応と、また併せて不審船に対する対応をお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(扇千景君) 今、野上委員がおっしゃいましたように、九月の十七日の日朝首脳会談にいたしましたように、海上保安庁長官にもその旨指示をしております。

○野上浩太郎君 是非、引き続きそういう毅然とした明確な姿勢でお願いをいたしたいと思います。

次に、この引揚げでは、御報告もございましたが、本当に多くの武器が押収されました。ロケットランチャーがあり、その最大射程距離が五千メートル以上の武器もあったということをござります。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明を申し上げます。

それから、今後、私どもは、今、日朝交渉でどういうことをというお話をされども、私は、少

なくとも、昨年、これは臨時でございましたけれども、今度の工作船を引き揚げる費用として約五十八億八千万ぐらいの予算を是非取りたいということ、これは臨時にこれを五十八億八千万ですけれども取りました。

少なくとも、まだ全部の精算ができておりますから、これが最後幾らになるか分かりませんけれども、私は、少なくとも三名の負傷者、そして今後、日本がどれだけ費用が掛かったかというのが上がつてまいります。それと、大変、今回は中國側は四隻の監視船を出し、飛行機を飛ばしてこの引揚げに協力をしてくれました。その協力金というものが果たしてあるやなしや、中國側からもひょっとしたらあるかも知れない。

それらの費用を全部総まとめにして、私は日朝交渉の中で、日本の被つた金額プラスアルファの損害賠償も私は北に要求すべきだと思っておりますので、そういうことも含めて、今後は明快な対応を私はしていきたい。そのための日朝交渉といふので、そういうことも含めて、今後は明快な対応を私はしていきたい。そのための日朝交渉といふの大事な場面であると思っておりますので、私は、安全、安心のための費用というものは確実に北朝鮮にも損害賠償を求めるべきだという態度を今取つております。海上保安庁長官にもその旨指示をしております。

○野上浩太郎君 是非、引き続きそういう毅然とした明確な姿勢でお願いをいたしたいと思います。

次に、この引揚げでは、御報告もございましたが、本当に多くの武器が押収されました。ロケットランチャーがあり、その最大射程距離が五千メートル以上の武器もあったということをござります。

本当に大変な重装備が明らかになつたわけですが、この武器の検証結果等々を踏まえまして、装備面も含めて海上保安庁として今後どういうふうに対応をされていくのか、お聞きをしたいと思います。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明を申し上げます。

今回引き揚げられました工作船の保有武器、種々のものが掲収されておりますけれども、御指摘のとおり、有効射程距離約五千メートルと言われております携行式の地対空ミサイル、あるいは機関銃等々の武器が掲収されてあったわけござります。一般的には、いわゆる不審船というものがこういうたぐいの装備をしているのではないとかという可能性については私ども想定もいたしておったところではございますが、こうした武器はそれぞれ、有効な射程距離あるいは命中精度あるいは威力、それぞれ特徴がございますが、当院といたしましては、これららの武器に対応するためには、相手方の能力、それから特質に応じた私どもとしての手法、装備、こういったものを研究をし、訓練を実施しているところでございます。

九州南西海域不審船の事案におきましては、このようない私どもとしての警察機関として有する能力を総合的に発揮して対処はできたものというふうに考えておりますけれども、当院といたしましては、今回のこの事案、それから、今後、進めております調査、こういったことによつて明らかになつてくる事柄も踏まえまして、我々、海上保安官の生命、身体、こういったものが安全を確保しながらといふことは当然必要でございますので、防弾対策でござりますとか、武器の高機能化でございますとか、先ほどもお話をございましたように、荒天下で、場合によつては長時間追尾をするという必要も出てまいります。そのための高速・高機能大型巡視艇、こういった整備等々も進めながら、他方では具体的な対処方法、こういったことににつきましても更に研究、訓練を重ねまして、今後ともこういった事案につきましては的確に毅然とした態度で対応できるようにしていきたいと、かように考えております。

序、不審船に対応するということはこれはもちろんもとよりござりますけれども、このほかにも、扇大臣から今、国土の十一倍の海域といふお話をございましたが、密航、密輸始めとして、本当にいろんな事案を取り扱つていかなくてはならぬ、い、大変複雑化してきているわけでございまして、こういう複雑化、多様化、広域化する、こういう状況に対して、人員面でこの対応を今までできているのかどうか、可能なのかどうか、今後どんな方針で考えているのか、この辺のことを併せてお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明申し上げます。

○野上洋衛厅のほうでござります。今回の備されるべき問題も、なって対応する等々を差す。一方では、証結果も、大蔵省は整備かなければ海上保険したい、ます。

○政府

先生が大変な九九年訓あるて、防ニユアリ訓練して検証そのは、不にこれ二月のこの困難と政府といふこと海上保

ません。そういう場合には、海上警備行動による自衛隊の行動で対処していただくということになつてございますけれども、いずれにいたしましても、防衛厅と一層迅速な連携の確保、こういったものに努めまして万全を期していきたい、かように考えております。

○政府参考人(西川徹矢君) ただいま海上保安庁長官の方から連携について御説明がございました。その重なる部分はちょっとと省略させていただきまして、我々も 先生御指摘のように、連携について大変重視しております。長官のおっしゃるような形で一緒に今まで同じような協力体制を強化してまいりました。

少し付け加えさせていただきますと、とりわけ、日常におきます海上自衛隊とそれから海上保安庁の連携も高めるということで、平素から巡視船と自衛艦の間のいわゆる情報交換のための通信訓練とか、こういうことも不審船共同対処に係る訓練の一環としてやっておるところでございまして、これらの訓練を実際にいろいろやることによって連携を高めていくということを考えております。

それからまたもう一点、現在、政府を挙げまして、いわゆる有事法制等、いわゆる事態対応法制の検討を進める作業の一環といたしまして、テロ、不審船等の武力攻撃事態以外の緊急事態の対処という格好で総点検を行つております。これにつきまして、必要な検討を我々も現在、それぞれ内閣官房に調整をお願いしながら、防衛廳あるいは海上保安庁と連携を取りながらこの点の検討もしております。いずれにしろ、国及び国民の安全にとって現実の脅威でございます様々な事態に対し有効な対応を確保するということで、これにつきまして政府も重大な責任があり、防衛廳としても今後とも不審船対策に万全を期していきた

い、このように考えております。

○野上浩太郎君 是非お願いしたいと思うんですが、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、ちょっと質問としては省かせていただきたいと思うんですが、この中で、やっぱり肝は情報の伝達、共有化ということであると思うんですね。

能登半島沖のときには海上自衛隊から保安庁に行くのに六時間掛かっていると。今回もいろんな機器の伝送上の問題があつたというのですが、九時間掛かっているということです。

で、これをいかに早く共有化するかと。書類上でも不確実な時点においても通報するというようなことになっておりますので、是非、もう初動態勢、最初の共有化というのをすべての始まりですので、その点については是非速やかな情報伝達をお願いをしたいと思います。

海上保安庁についての質問はまだちょっとあるわけですが、時間の関係上、申し訳ない、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

次の一質問でございますけれども、これは、今、補正予算についての議論がされております。早急にデフレを脱却するための対応が必要なわけですが、その中で、今いわゆる都市再生といふことについて非常に大きな声が聞こえてまいります。

都市再生の重要性ですとか効果の在り方、こういうものはもう当然でございまして、論をまたないところでございますし、推進をしていただきたいんですが、これに加えて、やはり地方再生といいますか、地方都市再生、こういう視点が大変重要な一つの視点を取り入れていただきたいな

うことについて非常に大きな声が聞こえてまいります。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○副大臣(吉村剛太郎君) 現下の経済状況は大変

厳しいものであるということは言をまたないわけ

でございます。なかなか、株式、土地の下落は

正に底が見えないとおっしゃるところが個性ある私は地方都市になつて

すべてのところが個性ある私は地方都市になつて

いたしたことによってそれぞれの有効性といふものが発揮されるであろう。

特に、国土交通省は全国ネットでござりますの

で、全国を十のブロックに分けて私はそのブ

ロック内の知事さんあるいは政令指定都市の市

長、財界懇談会というものを、全国十の懇談会を

立ち上げております。そこで、自分のところは何

か、国際港湾と連結することが大事なのかと。そ

れぞれの予算の中はどうそれを処していくかとい

うことを、各地域の懇談会の声によって、公共事

業の優先順位、あるいは金額の投資額もそれぞれ

の懇談会で決めていただこうというシステムを作

り上げておりますので、是非今おっしゃったよう

な個性ある地域の発展をするために、是非、富山

を富山の顔として、私は、すばらしい、富山に行

かなければこれがいかないとか、富山だからこそこれ

ができるというような個性ある地域を是非作つて

みたいと思っています。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○副大臣(吉村剛太郎君) 現下の経済状況は大変

厳しいものであるということは言をまたないわけ

でございます。なかなか、株式、土地の下落は

正に底が見えないとおっしゃるところが個性ある私は地方都市になつて

すべてのところが個性ある私は地方都市になつて

いたしたことによってそれぞれの有効性といふものが発揮されるであろう。

特に、国土交通省は全国ネットでござりますの

で、全国を十のブロックに分けて私はそのブ

ロック内の知事さんあるいは政令指定都市の市

長、財界懇談会というものを、全国十の懇談会を

立ち上げております。そこで、自分のところは何

か、国際港湾と連結することが大事なのかと。そ

れぞれの予算の中はどうそれを処していくかとい

うことを、各地域の懇談会の声によって、公共事

業の優先順位、あるいは金額の投資額もそれぞれ

の懇談会で決めていただこうというシステムを作

り上げておりますので、是非今おっしゃったよう

な個性ある地域の発展をするために、是非、富山

を富山の顔として、私は、すばらしい、富山に行

かなければこれがいかないとか、富山だからこそこれ

ができるというような個性ある地域を是非作つて

みたいと思っています。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○副大臣(吉村剛太郎君) 現下の経済状況は大変

厳しいものであるということは言をまたないわけ

でございます。なかなか、株式、土地の下落は

正に底が見えないとおっしゃるところが個性ある私は地方都市になつて

すべてのところが個性ある私は地方都市になつて

いたことによってそれぞれの有効性といふものが発揮されるであろう。

特に、国土交通省は全国ネットでござりますの

で、全国を十のブロックに分けて私はそのブ

ロック内の知事さんあるいは政令指定都市の市

長、財界懇談会というものを、全国十の懇談会を

立ち上げております。そこで、自分のところは何

か、国際港湾と連結することが大事なのかと。そ

れぞれの予算の中はどうそれを処していくかとい

うことを、各地域の懇談会の声によって、公共事

業の優先順位、あるいは金額の投資額もそれぞれ

の懇談会で決めていただこうというシステムを作

り上げておりますので、是非今おっしゃったよう

な個性ある地域の発展をするために、是非、富山

を富山の顔として、私は、すばらしい、富山に行

かなければこれがいかないとか、富山だからこそこれ

ができるというような個性ある地域を是非作つて

みたいと思っています。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

す。

○野上浩太郎君 本当に個性ある地域の発展のた

めに地方再生が必要だというふうに思っておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、このデフレ対策のために土

地税制、大変重要であります。今、土地

税制の抜本的な改革、改正というものがこの資産

デフレに大きく寄与するんだろうと思いませんが、

この土地税制も含めて、国土交通省所管の税制改

正に懸ける意気込みといいますか、姿勢を吉村副

大臣に最後にお聞きをして、終わりたいと思いま

○政府参考人(深谷憲一君) 先生に現地で引き揚げられました工作船をござんいただきまして、正にその実体をつぶさにござんいただきたるものと思ひますけれども、私どもといたしましては、従前から、いわゆる不審船、工作船、これらにつきましては麻薬の密輸入あるいは不法入出国、こういったことなどの犯罪に関与している疑いが極めて濃いというふうなものであるうというふうに考えてきたところでございます。

ござんいただきました工作船につきましても、ござんいただきましたように、漁船に偽装して、また観音開きの扉を有している、その中には小型舟艇がある、あるいは機関、プロペラは四基もあるというふうな極めて特殊な構造、装備、それから相当の武器を積んでいる、あるいは小型舟艇、水中スクーター等々はあるわけでございます。こういったことから、総合的に勘案しまして、犯罪に関与していた疑いが極めて濃いというふうに認識をいたしております。

ただ、現時点におきましては、捜査が現在続いているおりまして、その具体的な行動、当該船舶の当該時期における具体的な行動目的、行動等についていましては現時点ではまだつまびらかにできる状況ではございませんけれども、いずれにいたしましても、国民の皆様に日本の海が安全で安心できるものであるというふうなことをきちっと、私どもも責務を負ってございますので、この工作船の活動内容あるいはその目的、そういうことの事案を解明すべく、また解明することは不可欠であろうと認識しておりますし、引き続き徹底的な捜査をしていきたいと、かようにも思います。

○池口修次君 私が受けた印象をちょっと述べさせていただきますと、まず一つには、船というのは特殊な構造になつておつて、小型船を収容するようにサイズが造られているということなり、小型船の中に水中スクーターを収納するスペースが、あつたりとか、若しくはほとんど船員の居住スペースがないというような説明も受けましたし、またさらに自爆装置も付いていたということから

すると、私は、山下委員の報告にもありましたように、まさしく漁船を改造したというようなものではなくて工作目的、特に日本へひそかに上陸なり人を運ぶために造られた船ではないかという印象を受けました。

一つには、何でそこまでして特殊な船を造る必要があったのかなというのが感じたわけですがれども、もう一つは、そういう船だということを前に提にしますと、日朝首脳会談では北朝鮮もあれが自らの船だということを認めたという説明も受けました。その中で、宣言の中では、日本人へ不安を与えないというふうにしますよというふうに言つたわけですから、私はあの船もとても、これから、それじゃ、そういうのに使わなくて漁船で使いますよということはできませんし、まさしく人を運搬するような旅客船でも使えることはできませんから、その目的がなければほとんど必要がない船ではないかということは思つております。

そういう意味で、宣言に応じて、日本としては当然あの船を廃船をするべきであるという要求は妥当な要求だというふうに私は思つているんですが、この点について大臣のお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○國務大臣(屬千景君) 池口議員も鹿児島まで行って現物を見てくださいましたということで、これはもう詳細なことを申し上げるまでもない、御理解をいただいていると思いますし、ただ私は、国民の皆さん方一人でも多くに今回の工作船の危険性というものを認識していただきたいということで、私は、引き揚げて、これ引き揚げたのが九月の十一日ですけれども、引き揚げた船そのものよりも、昨年の十二月の二十三日に「あまみ」という船が百数十発受けたということで、この被弾したものを国土交通省の玄関に移送しまして、多くの皆さんに見ていただくために一般公開いたしました。国民の皆さん方が多く国土交通省の玄関でこの「あまみ」の被弾状況を見ていただけで、とてもびっくりして、しかも弾によって、大小の弾が、ミリによつて違います。それから、

操縦席のガラスがこっぱみじんになつていて、よくこれで日本側に死人が出なかつたといふ。ような感想もいただいたり、私も実際に昨年「あまみ」を見ましたときに、本当に運が良かつたと。そういうことで、私は、こんなに重装備していると言わざるを得ないようだ。しかも今回、引き揚げてみましたら、先ほども話にありますように五千メートルの被弾、能力のあるものも装備していなかったということで、私は、近づいて拿捕しようとしたなど空恐ろしい気がしないではありません。

ただ、問題は、先ほどからも御論議にありましたように、野上議員からも御質問がありましたよ。うに、これを見付けることがいかに難しいかと。今、池口議員がおっしゃったように、漁船に似せて漁船の態勢をしているわけですね、上から見たら。ですから、自衛隊が見に行つたときに、今回もたまたま、行くときは素通りして、漁船だなと思って素通りして、帰ってくる飛行機から、ヘリコプターから操縦者がたまたま写した写真で何かおかしいと。しかも、それが、写真が伝送する機械を自衛隊が持つていなかつたということで、わざわざ基地へ着いて写真を現像してみて初めて分かったというような、お粗末といえばお粗末なんですけれども、それほど敵はごまかし方がうまいということが逆に言えるので、これは困つたものなんですねけれども。

問題は、私は、日朝交渉で、今、私手元に持っていますけれども、この金正日の、国防委員長の言葉の中、もう一度私は念のために読ませていただきます。特殊部隊が自発的に訓練として行つて、その部隊がどの部隊か探し、今検閲を行つて、そこまで行つてそんなことをしてから、起こり得ないと申し上げる。私たち内部の問題であるが、特殊部隊が幾つもあり、それを過去の遺物として整理していくたい、両国首脳は地域の安全保障や双方の安全にかかる問題について日朝トップレベルで協議、枠組みを作ると。これが日朝トッププレ

ベルの交渉の、現実に北朝鮮のトップから出した言葉でござります。

ただ、私はいかにも信じられないというか、特殊部隊が自主的に訓練として行っていた、そして幾つも特殊部隊があつて、どの部隊がやつたかということもこれも探したと。私は、こういう日朝のトップ同士の交渉の重要性というものが、今回のこと、この事案の、事例を、何の目的で、いつ、どういうことをしに来たか、そしてなぜ、何のためにこれだけの重装備をしているのかというのを全部リストアップして、これを相手になぜこうなっているんだと。ほかの特殊部隊が幾つもあるとおっしゃっているんですから、ほかの特殊部隊もこういう工作船を幾つも持っているのかどうか、何隻一体あるんですかということも私は日朝交渉で今後明快にして、いきなり工作船全部やめなさいと言つても、相手は日本だけではなくてほかの国へも行っているかもしれませんから、その辺のところは私はより明快にして、どういう状況にあるのか、何の目的で、どこの国を相手に造ったのかということも私は日朝交渉で明快にすべきだと思っています。

○池口修次君 正に大臣の言ったことを私も是非要求をしていただきたいというふうに思いますし、ほかの国に行くといつても正規の状況で行くというふうにはとても考えられませんから、あの船の構造から言つたら。ほかの国にもいろいろひそかに行くということでしょうから、それ自体もやはり私は許してはいけないというふうに思っていますので、是非お願ひします。

それともう一点、今のお答えの中にも入っていいたんですねけれども、今回銃撃戦が行われて三名の方が負傷をしたということなんですねけれども、ただやつぱりあの装備からすると、これで済んだと、そこに行くということでしょうから、それ自体もやはり私は許してはいけないというふうに思っています。

それともう一点、今のお答えの中にも入っていいたんですねけれども、今回銃撃戦が行われて三名の方が負傷をしたということなんですねけれども、ただやつぱりあの装備からすると、これで済んだと、いうのは非常に不遜な言い方かもしれないけれども、まさしく装備を見ると我が方の船が沈没させられてもおかしくないというふうに思つております。ただ、説明ですと、向こうもどういうふうに思つたか分かりませんけれども、無反

動砲というものは偽装をしてあったので取り出して使うことができなかつたといふことも言つております。しかし、ロケットランチャーについても、何か撃て撃つたので、どこかあさつての方向に行つたといふうに説明を受けました。ただ、これは私が思うに、日本がそこまでやつてくるといふうに思ひなかつた、油断があつたんぢやないかといふうに思います。

今回のこの事象があつたわけですから、もし万が一、仮に同じような目的で来たときには、相手も、相手と言つた方がいいかもしませんけれども、余り特定は差し支えるかと思ひますけれども、相当な準備をして、今回のような状況ではないといふうに予測をされます。若干、野々辰員等の質問とダブりますけれども、そういうことを想定して、これからどういう装備などの強化をするのかというのを再度お聞きをしたいといふうに思います。

○国務大臣(扇千景君) 答弁が重なるといけません。少なくとも相手の、今回重装備していたものがどの程度であるかは今、海上保安庁、防衛庁、ロシア等々から協力を得ながら、あらゆるもののが明快にするために努力しております。ただ、海上保安庁長官に私は、これがいつ捜査が終わるんですかと聞いたら来年の三月と言うから、許せないと。海底ではなくて海上に揚げているのになぜそんな長くかかるんだといふんで、少なくとも一月末までは全部分かるようにしてください。ただ他国に武器の照会をしておりまつた。ただ時間が欲しいと長官自身は言つておりますけれども、私は一刻も早く、それはなぜかといふうと、さっきおっしゃった、池口委員がおっしゃつた日朝交渉にこれはこうだと言えるためにも私は事実の明快な、詳細なデータが必要であるということで急がせたというのが現実でござります。それから、それに対抗してという話ですけれど

も、先ほど申しましたように、「あまみ」自身が操縦席だけでも防弾ガラスでもないなんというのは、新幹線粗末なことは、今まで銃撃戦を、戦後初ですかなら、やつたことないんでから、そんなことしなくていいという最初から感覚でいたんですね。これでは海上保安庁の職員が命が危険にさらされるというのは明快でござりますから、少なくとも操縦席の防弾ガラスは当然のこと、また被弾されたときに何ミリぐらいだったら防御できるというような装備も必要である。また、ヘリコプターが、ヘリコプターの底がもう全く武装していないという、これも危ない話でございまして、二重三重の防御が必要だということなんですねけれども、正直申し上げて、どこまですれば安全かという保証はありません。これは相手が相手ですから。今回のことをして、五千メートルも飛びなんと言わせて、射程距離があるのに知らないでそばまで行つてしまつたなんというのも、これも奇跡でございます。池口議員がたまたまロケットランチャーも向こう向いて飛んだからとおっしゃいましたけれども、あれ、波があつたから助かったんです。波の上手がなければ、まともにうちが沈没していませんでした。

ですから、そういう意味では、大体、概略で、私がその当時、海上保安庁にどれくらいあれば少なくとも船員たちの安全が図れるかと言つたら、その当時はそれは五百億ではないと言つたんですけど、今、政府の財政状況でござりますので、細かいことは全部言いませんけれども、いわゆる安全を保障するために最低限、総額約、十五年度の概算要求で、その半分に近い二百四十四億を遠慮しながら要求しておりますけれども、先生方に五百億取れと応援していただければ、もっと身の安全が図れるということです。ところが、今の政府の財政状況でござります。ところが、今の政府の財政状況でござります。ところが、今の政府の財政状況でござります。ところが、今の政府の財政状況でござります。大臣の答弁と事務方の答弁の食い違いみたいなものが発言をし、議論をしておりました。ただ、私は質問をさせていただきましたし、十一月五日のこの委員会の一般質疑の中でも何名かの委員の方が発言をし、議論をしておりました。ただ、私は質問をさせていただきましたので、ちょっとその点を再度確認をさせていただきたいといふうに思つております。

大臣、副大臣につきましては従来の答弁で、やはりこの道路特定財源というものは自動車ユーチャーが特別に払つたものなので、ユーチャーが納得するような使い方をしなきやいかぬと。十一月五日の大臣の発言の中でも、私は一般財源化はいたしていなかったというような発言がされております。これは従来と同じだといふうに私は思つております。これまでの、細かいことは全部言いませんけれども、いよいよこの道路特定財源というものは自動車ユーチャーが特別に払つたものなので、ユーチャーが納得するような使い方をしなきやいかぬと。十一月五日の大臣の発言の中でも、私は一般財源化はいたしていなかったというような発言がされております。これは従来と同じだといふうに私は思つております。これまた、事務方といつていいかどうか分かりませんけれども、財務省なりは少しほつた答弁をしているんじゃないかなと。例えて言いますと、五年間を通して見ると、道路特定財源の総額と、それから道路予算の額を比べてみると、道路予算の方が上回っている。そういうことで、いや、特定財源は道路に全部使つていますよと、ただ、今まで一般財源から回つてきた分を減らしただけではないかといふうなニュアンスに私は受け取ります。

ちなみに、こういうのは比較がいいかどうかというのを使つて、そういうことなかどうかといふうに思つます。

○政府参考人(佐藤信秋君) 平成十四年度予算に粗末なことは、今まで銃撃戦を、戦後初ですかなら、やつたことないんでから、そんなことしなくていいという最初から感覚でいたんですね。

これまでかといふうのはなかなか難しいんですけども、本当に最前線で命を張つている人が予防するような装備は是非実現をさせていただきたいと

いうふうに思つております。

では、ちょっと観点を変えまして、道路特定財源の話をお聞きをしたいといふうに思ひます。何回か私もこの委員会の中で道路特定財源の話は質問をさせていただきましたし、十一月五日のこの委員会の一般質疑の中でも何名かの委員の方が発言をし、議論をしておりました。ただ、私は質問をさせていただきましたし、少し大臣なり副大臣の答弁と事務方の答弁の食い違いみたいなものが発言をし、議論をしておりました。ただ、私は質問をさせていただきましたので、ちょっとその点を再度確認をさせていただきたいといふうに思つております。

大臣、副大臣につきましては従来の答弁で、やはりこの道路特定財源というものは自動車ユーチャーが特別に払つたものなので、ユーチャーが納得するような使い方をしなきやいかぬと。十一月五日の大臣の発言の中でも、私は一般財源化はいたしていなかったというような発言がされております。これは従来と同じだといふうに私は思つております。これまた、事務方といつていいかどうか分かりませんけれども、財務省なりは少しほつた答弁をしているんじゃないかなと。例えて言いますと、五年間を通して見ると、道路特定財源の総額と、それから道路予算の額を比べてみると、道路予算の方が上回っている。そういうことで、いや、特定財源は道路に全部使つていますよと、ただ、今まで一般財源から回つてきた分を減らしただけではないかといふうなニュアンスに私は受け取

よね、財務省は。

道路特定財源でまず造るのがありきで、足りない分を国費を、一般財源を入れるということであれば、この財務方の説明はまあそうだなということですけれども、私は、基本的には道路というものは国費で、一般財源で造ると。これはこのとおり負担をするのが正しいという答弁もされておりました。事実としても、それで足りないので、若しくは早く造らなければいけないので道路特定財源を作ったということからすると、この今の説明といふのは私は理解できませんし、この説明をよしとしたら、じゃ、毎年二兆円か三兆円国費が入っているんですかね、じゃ、これを全部なくなってしまって一般財源化したんじゃないという説明が通つてしまいますがから、私は、この説明は余りにもちょっと今までの説明とは違ひ過ぎるし、私としては納得がいかないし、ユーザーも私は納得できないというふうに思いますが、その点、いかがでありますか。

○政府参考人(佐藤信秋君) ただいま申し上げましたように、十四年度と、こういう観点で申し上げますと、十三年度の第二次補正と十五か月予算、こういう考え方も成り立ち得ると申し上げればよろしいんでしょうか。そこで、逆に十五か月で見ますと、三千三百億円の特定財源以外の国費も必要であったこと、こういう状態であるわけでもあります。

税率をお願い申し上げるときも、今度また税率の延長もお願い申し上げるわけでございますが、お願い申し上げているわけでございますが、五か年間の国費の必要見込みに対しまして税収としていかがなものかということで、プラスマイナス結果、税率の延長が必要であると、こういうところまた御説明を申し上げさせていただいたいるわけでございまして、そういう意味では決して特定財源が一般財源化されたと、こういう状態で

○池口 謙次君 ちょっと、最後、それじゃお聞きしますけれども、国土交通省の見解として、今まで大臣が御答弁されたのは、私は、道路特定財源について、暫定税率分も含めまして、常日ごろ大臣は重量税の話を持ち出して、持ち出してとうか、失礼ですけれども、説明をされて、三万七千八百円のうち暫定分が二万二千八百円あるんですねと、だからユーチャーが理解を得られなければ当然その二万二千八百円を返せという話になるという説明が今までしてきました。

ですから、私は、やはりこの考え方方に沿って、一般財源化ということはやっぱり基本を変えるわけですから、もしそうであれば、本当に受益と负担の関係で道路関係の税制を見直すということがあれば、ある意味私は理解する立場ですけれども、そういう限りはやっぱりユーチャーの理解が得られるような使い方をすべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(屬千景君) 池口議員はよく私が答弁しておりますことを御理解いただいて、一般財源化することは、それはユーチャーを裏切ることであるという認識は共通のものがあるので、大変私はあります。私は多くの皆さん方が同じ意見だと思います。

それと、私は、暫定税率という、暫定というのは何を意味するのかと。私は経済財政諮問会議で学者とか民間の財界の皆さんいらっしゃいますから聞いたんです。暫定というのはどう解釈したらいいですか、どれくらいですかといつたら、学者の先生で、まあ一、三年なのかな、いや数年かなといつて、経済財政諮問会議のメンバーでさえ暫定という言葉がそれぞれ言い方が違う。特に、今回の暫定税率というのはこれ何年続いています。それでもユーチャーの皆さんには我慢して払ってくださいと。私は、ユーチャーの立場に立って我々は行政方も行わなければいけないということで、この二万二千八百円というのを暫定でいただいているんですかと。それでもユーチャーの皆さんには我慢して払ってくださいと。

すやつぱりあの当時の道路を早く造って皆さんに  
よく走つてもらおうという、これはやつぱり知恵  
だつたんですね。ですから暫定と付いたんだと思  
うんですけども、この暫定がいつなくなるのか  
ということは、やつぱり私は政策上はきちんとし  
なきやいけないという時期が来ていると思いま  
す。

特に、今のように第三者委員会といいますか、  
民営化推進協議会でどうでもないああでもないと  
言われていますから、それを聞いておりますと、  
暫定というものを見直す時期がやつぱりいつから  
るんだろうなと。全部、一・一五、一万一千五百二  
十キロ仕上げたときに暫定がなくなるのか、その  
辺の話も、私はユーダーとしたらあってしかるべき  
だと思っています。

○池口修次君 その上に立つて、十五年度の件について、若しくはこれからのことについてお聞き  
したいんですけども、ちまた言われているのは、  
十五年度でも三千億近くが、オーバーフロー  
という言い方がいいかどうか分かりませんけれど  
も、十四年度の二千四百億に匹敵するものが三千  
億ぐらい出てくると。それをいろいろなところで  
いろいろな人が発言をしているようなんですがれ  
ども、例えば地下鉄建設に投入をするということによ  
り、本四橋の赤字を毎年三千億で五年間掛けで  
一兆五千億ぐらい埋めるというような、いろいろ  
暫定税率もまた延長するかどうか決まる前からそ  
ういう議論がされているんですが、この今の検討  
状況についてお聞きをしたいというふうに思いま  
す。

○政府参考人(佐藤信秋君) 現時点では、まず暫  
定税率を延長させていただく、こういうお願ひを  
申し上げておるところであります。そして、それ  
を特定財源としてきっちりと活用させていただく、  
これは国も地方もともにございます。そういう  
中で、これから予算編成過程の中で、その暫定税  
率の延長が認めていただけるかどうかということ  
も含めて予算編成過程の中で、じゃお認めいただ

○池口修次君 一つは、地下鉄建設という話がありまして、この理由が、これ非公式の発言だとうふうに思いますけれども、渋滞緩和されるので道路関連ということでいいんではないかというような理由で言われて、いるようですねけれども、私は、例えば踏切を立体交差するとか、そういうことは道路関係かもしれませんけれども、地下鉄を造ることによって地下鉄に乗るから車に乗る人が少なくなると、三段論法、四段論法で道路関係だと、言うのはちょっとこじつけが過ぎるんじゃないのかというふうに私は思っておりますし、地下鉄を造るのは、決して今まで車に乗っていた人が地下鉄に乗り換えるんじゃないで、大部分の人は車を使つていい人が乗るわけですから、もし地下鉄が本当に必要であれば、これはやっぱり道路関係を使つていい人が乗るわけですから、もしかしたら、これがやっぱり道路関係予算、道路特定財源ではなくて、ほかで造るべきだというふうに私は思っております。

それと、本四橋の赤字をどうやって補てんするかという話があるわけですけれども、じゃ、まず使うのであれば、この赤字というのは何で発生をしたのか。ちまた言われていますように、本四橋で三本も橋架ける必要がなかつたんだということであれば、私はある意味政治の責任だというふうに思っております。そうしますと、じゃ、政治の責任の負担を自動車ユーザーだけが負担をするということがあつたつまが合うのかと。私は、やっぱり政治の責任というのはいろんな面であるわけですから、すべての国民が納めた税金から補てんをするということであればその補てんの仕方といふのは理解はするんですけれども、別にユーザーだけがそれに責任を負うというのは少し違うんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、ここの点について御見解がおありでしたらお願いします。

す。

○國務大臣(扇千景君) 政治的な責任だとおっしゃつたから、私は事務当局が答えるべきではないと思ひます。

当然のことながら、私は政治判断が違っていたということを、成田の話もアクアラインの話も言いい続けております。それはやっぱりそれとして、ただ私は、昨日も四国の財界がみんな私のところにいらっしゃいました。既に三本でき上がってしまった、しかもあの技術は世界に冠たるものである。これはもう紛れもなく技術としては私は世界に誇れるものができたと思います。ですから、でき上がったものを壊すわけにいきませんので、じゃ、どうするかと。

今、特定財源をというお話をありましたけれども、国土交通省でその話をしていません。本四の三本のために赤字を補てんするというのは民営化推進協議会でやっているだけの話で、私は全然関知していませんから、そのことは民営化協議会に言つていただいたら分かるんで。

私は、ただ、それよりも何よりも、少なくとも我々は、この問題で一番大事なことは、先ほども野上議員がおっしゃったように、地方はどうするんですかという話がありました。この暫定の特定財源の中でも国が取っているお金というのは三兆五千億です。地方は二兆二千億行っているんですよ。地方の道路を造るためにこの暫定税率の中から二兆二千億が地方へ行っているということから、私は、この特定財源を一般財源化することは総務省も物すごく嫌がっています、それはかつての自治省ですから。ですから、私は、国が、皆さんおっしゃいますけれども、この暫定税率の中で国が取っているものは三兆五千億で、あと二兆一千億は地方へ分配しているんだと、地方の道路を造ることに役立っているんだということが余り理解されないで、国土交通省が全部取っているよう思われていますので、是非その点は、私は、暫定税率を納めていただいているユーチューバーの方も全国の地方の都道府県に二兆二千億行って

いるんですよという認識を改めて持つていただきに立っているんだと。

ただ一点、余りにも工事が遅れていて、もっとできてもできないところがあるんですね。それがもう上が渋滞でどうにもならないんです。ですか

早く、ちょっと名前挙げたくないんであえて私挙げないんすけれども、この地下鉄でも何年たつてもできていないところがあるんですね。それがもう上が渋滞でどうにもならないんです。ですか

言いません。

ただ、ですから、そういう地方にも二兆二千億行っているということを是非先生方も御吹聴いただきたいと思います。

○池口修次君 この議論というのは、多分いろいろ通常国会の中で大変な議論になるというふうに理解をしておりますが、私はやはり、税金というのには基本的には公平、公正ということですべての国民が同じように負担をすべきものの中で、やっぱりこの道路特定財源というのは自動車ユーザーだけが特別にプラスして納めておるという観点を、扇大臣は十分理解をしていただいているといふうに承知をしておりますが、やはりこの点を抜きにしてこの問題というのは語れないというふうに思つております。是非ユーザーが理解をできる結論になるようにこれからも御努力をお願いをしていと、このように思つております。

それと、次の質問に移らせていただきますが、これから環境対策については非常に大事な問題だから、私は、環境対策についての公共事業等も環境を重視した事業にすべきじゃないかというような発言も大臣はしていらっしゃるというふうに思つております。私は、環境が大事だと言ひながらなかなか、いいろいろな省で環境問題について議論をしているんじゃないかなというふうに実は思つております。

そういう観点で、これからそんなに先ではなくての推進に努めてまいるということです。○池口修次君 それでは経済産業省にお聞きをしますが、まず国土交通省として検討されている中身があり

ましたらお聞きをしたいと、このように思いま

す。

○政府参考人(佐藤信秋君) 沿道環境の改善は道路行政にとって大変重要な課題だと、こういうふうに考えております。

この環境対策に対する取り組み方として、大きく分けて三つ申し上げたらよろしいんじゃないかなと思います。一つは渋滞緩和、混雑緩和のための交通流に対する対策、もう一つは発生源である自動車の単体対策、さらに三つ目は交通需要の抑制と申しますか、マネジメント、こういう問題であろうかと思ひます。

渋滞緩和に関しては、まず幹線道路のネットワーク、あるいは交差点などのボトルネックの解消、あるいは踏切の解消、こういったものが大事な問題かと思つております。

さらに、単体対策といたしましては、発生源対策として、今年度から低公害車の技術開発を関係機関とともに進める、あるいは来年度、燃料電池車とともに進める、あるいはまたさらに大型のディーゼル車対策としてDPFや酸化触媒の導入、こういったことを促進するということとしております。要求しておるところであります。

さらに、交通流のマネジメント、こういう観点から申し上げると、環境ロードプライシングであるとか、あるいは基本的に持ち帰り車をやめようというような自治体と一緒にになった運動であるとか、そうしたことを行つてあるところであります。

こうした沿道環境対策につきまして道路事業の一環として実施させていただいておりまして、道路事業としては道路の特定財源を主体として推進をさせていただいておると、こういうところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら、環境改善の推進に努めてまいります。

○池口修次君 それでは経済産業省にお聞きをしますが、まず国土交通省として検討されている中身があり

は、今まで税金が掛かっていなかつた石炭に課税をしてそれを環境対策に使うような話が環境省と合意できたというような報道もされているわけですかけれども、この中身について、どういう中身な

のかというのをお聞きしたいと、こういうふうに思います。

○政府参考人(岡本巖君) 私ども、温室効果ガスの約九割というのがエネルギー起源の二酸化炭素であるというところから、従来から、省エネルギー対策あるいは新エネルギー対策、さらには原子力、燃料転換、そういうエナジー起源のCO<sub>2</sub>排出抑制をもにらんだ一連の対策を石油特別会計あるいは電源特会において進めてまいっています。

この七月に総理からエネルギー政策についての見直しの御指示がございました。それを受けまして、私ども、一つには温暖化対策を更にしっかりと進めめる必要があるということ、それからもう一つは、エネルギーのセキュリティーという面で見まして、中東の油への日本さらには周辺のアジア諸国の依存度というのが急増しております。足下を見ました場合に、流動的な中東の情勢をもにらみました場合に、日本のセキュリティー戦略というのをもう一度立て直す必要があるということとして、この観点からは、原子弹と並びまして天然ガスへのシフトというものを加速するということも併せ考へているところでございます。

今、石特会計におきまして、温暖化をにらみました省エネ、新エネ、あるいは京都メカニズムを使うようないろんな事業についての支援の強化と併せて、この観点から、原子弹と並びまして天然ガスへのシフトというものを加速するということも併せ考へているところでございます。

そういうことも視野に入れながら、環境省さんとも連携をしまして、温暖化絡みのところ、あるいはそれに直結します省エネの部分の対策の強化というのは歳出面では是非とも進めてまいりたいと考えております。

そういう歳出面の見直しとあわせまして、歳入の面で、負担の公平という観点から考えまして、従前、石炭については、割高、輸入炭に比べて大

変割高な国内炭の引取りを関係業界にお願いするという状態が久しく続いているんですねけれども、十三年度でそういう状況も終わるということもございまして、今の時点を考えまして、負担の公平という観点から、石炭に新たに課税をさせていたくということを含めまして、石油特別会計あるいはそれと連動する形で電源特会の負担構造の組替えということについて今、政府部内で鋭意検討させていただいているところでございます。

○池口修次君 じゃ、最後に、本元であります環境省としてはどういうことを今検討されているのか。  
以前お聞きした中では、場合によって環境税を導入するとしたらい〇〇五年のかなというような話を聞いているわけですから、現時点、今、経済産業省と多少石油特会の関係で話がされているようですが、それ以外に、省独自若しくはどこかの省と関連して議論がされているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君) 私どもいたしましては、まず、京都議定書の六%の削減の約束を是非とも達成したいということを基本にいたしておりまして、今年三月、政府におきまして地球温暖化対策推進大綱を策定いたしております。この大綱におきましては、それぞれ節目になります二〇〇四年、二〇〇七年に大綱の評価、見直しを行ふ、そして必要に応じて追加的対策を講じるというステップ・バイ・ステップというアプローチを取っているところでございます。  
この方針に基づきまして、私ども環境省といましましては、第一ステップ、これは二〇〇四年までの間になりますけれども、この間におきましては、既存の、例えばただいま御説明がございましたエネルギー特別会計などがこれに該当いたしますれば、特定財源のグリーン化を進めるべきであるというふうにいたしているところでござります。このような観点で、私ども、経済産業省と御協議をしているところでございます。  
また、二〇〇四年には今回のエネルギー特別会

計の見直しも含めたあらゆる対策、施策の進捗状況や排出状況につきまして評価、見直しを行うことは、その結果必要とされた場合には、二〇〇五年以降早期に温暖化対策のための環境税を導入するとの方針ということについて、引き続き具体的な検討を進めてまいりたいと考えているわけでございます。

○池口修次君 今、環境省の方から、場合によつては二〇〇五年に環境税の導入も視野に入れてゐるという話があつたわけですけれども、前段で質問をして確認をさせていただいたのはある意味理由があるわけで、国土交通省としては道路特定財源の五年計画というのをほぼ確定しようとしている動きがあるということだというふうに私は理解をしましたし、経済産業省も石油特会をある意味見直しをして確定しようと、これについては環境省も話には入っているようですが、いかがで

ます。  
そうしますと、二〇〇五年に環境税ができるときには、まさに財源はどこから持ってくるのか。当然、一般財源というのではなくといふと言つていいわけですが、それぞれ着実な前進をしていくのではないかと思つております。

また、環境税につきましては、これは二〇〇五年度以降必要とあらばという方針で臨んでいるわけでございますけれども、現在の課税対象は、課税対象となりますのは、言わば化石燃料だけではなく、またさらに、その他、温室効果ガスを出すものがかなりございます。例えば廃棄物の焼却、また埋立てというようなものも幅広くあるわけでございます。このようなものも含めまして、環境税というものの導入を検討していくことになるわけでございます。

いずれにいたしましても、具体的な評価、具体的な制度の在り方につきましては、二〇〇四年の評価、見直しの際に税制全体の中で、また温暖化対策全体の中といたいことを見まして検討していくといふに考えております。

○池口修次君 時間になりましたので最後にしま

ば、国土交通省が考へている五か年計画とも全く関係がないということでは私はないというふうに思つております。是非、こんな観点で検討すべきじゃないか。少しやっぱり私は、環境省の動きと、いうのが少し、今の環境が大事だと言つていて、割には二〇〇四年まではそれぞれの省の動きを見て、どうよなことはちょっと問題があるんじゃなかつた。もう少し全体的な調整の中で進めていただきたいというふうに思つていますが、いかがですか。

○政府参考人(炭谷茂君) ただいまも御説明いたしましたように、現在の温暖化対策、ステップ・バイ・ステップというアプローチを取つておる方針にのつとりまして、私どもできるだけ第一期においてはグリーン化を進めていただきたいということを申しております。また、その方向で各省がそれぞれ着実な前進をしていくのではないかと思つております。

また、環境税につきましては、これは二〇〇五年度以降必要とあらばという方針で臨んでいるわけでございますけれども、現在の課税対象は、課

題の跡もありますが、負傷者三名を出したわけでございますけれども、「あまみ」始め海上保安庁、よくぞ頑張った、これをきちんとやっていいのかつたら実態はまだまだつかつたんではな

いだろかということを一つは私は感じました。

また同時に、先ほど来、最初に山下委員から御報告がありましたけれども、これはやはりもう北朝鮮のものだということは分かりますし、それから北朝鮮自身も認めてるということでありま

す。そうすると、その中で思うものは、工作船といふのはいろんなときに使われる。行く途中に説明を受けたら、荷物の取引に工作船が使われるこ

ともありますよ、それと海上保安庁はいろいろ戦つわけですから、何か時価にすると五百億円ぐらいの荷物が接收されたとか、いろいろあります。あるいは密入国で来る場合もある。

しかし、私はそこでちょっと頭に浮かんだの

は、あの船見て、後ろ観音開きになつてゐる。そ

ここに小型船がある。そこにまだゴムボートがある。そして、まだ0-0-7に出てくるような水中スクーターがあつて、やってきているということです。すごい、これは明らかに最初から工作船、漁船とか改造したんではなしに、最初から工作船としてあつたものが漁船を装うんだなと、先ほどから話が出ていますけれども、私もそのことは実感しました。

もう一つ思つたのは、あそこに居住区、住む人が寝る場所というのではなくんないよう在我は思いました。そして、この船で、ひょとしたらこれと同じような船で、拉致された人々はここに乗せられたんだろうか、こういう中で北朝鮮まで運ばれていったのかと。今、日本で拉致された被害者の方々あるいはその御家族の方々の問題がいろいろと議論されていますが、私はもうその場で見て、もしこれに乗せられていったんであればと思うと胸の痛む思いがいたしました。

もう一つ思つたのは、あの工作船に何人乗つていたかは、遺体は一人か三人だったようですが、十数人乗っていたという。今回は拉致された人は乗っていないと私は思っていますけれども、まだそういう報告、まだどうか、ありませんけれども、もしそういう人たちが乗つていたらどうなつたんだろうか。これは恐ろしいことだなということ。これは、正に最初に申し上げましたように、百聞は一見にしかず、あの場に臨んだ私の思いでございました。

大臣、我々より一足先に、すぐに現地へ行かれたようではございまして、いかがでございましょうか。私はこういう感想を持たせていただいたんですけども。

○國務大臣(屬千景君) 今、森本議員がおっしゃいましたように、私は、昨年この銃撃戦が行われました船が、鹿児島に帰つてまいりました「あまみ」、そして四隻が行つたわけですけれども、二月の二十七日に私はまず「あまみ」を見に行つて、三名のお見舞いをいたしました。そのとき

端に、何としてもこれは引き揚げると。しかも、戦後初の銃撃戦ですから、こんな恐ろしいことはないと思つたのが去年の十二月の二十七日。現物を見て、日本の船が、どれだけの海上保安庁の船が被害を受けたかということと、その負傷者の皆さんのお状況を見たときに、何としても事件の究明をする、それが海上保安庁の役目であるし、また国土交通省としてそれを指揮監督していくことと、何よりもおっしゃった、論より証拠といいますか、本当に見て初めて私はその決意を高くして、ずっと引き揚げる引き揚げると言いつけて、政府の中で最も一番最初に私は、反発もありました。いや、そつとしておいた方がいいという声がなきにしまりませんでしたけれども、これは国民のために、また日本のために必要であると言いつけて、現実に引き揚げることができたわけでござりますから、そういう意味では、私は、目と鼻の先の国からあれだけの重装備と、そして我が国をねらつて、しかも我が国の海域内に年じゅう入つてくるという、こんな不審なことがあっていいんだろうかと。

これは何としてもたたさなければならないといふことで、先ほどから申し上げておりますように、何としても解明をし、なおかげで、幸いなるか。

○國務大臣(屬千景君) 森本議員がおっしゃるよう、先ほども私は、まず「あまみ」の被弾状況を国土交通省を持ってきて一般に公開した。百数十発受けた船を見せただけでも、みんな見に来てくださいと、みんな写真を撮って、ガラスの中に入れたんですけれども、それを全部全国を回遊するようになつました、「あまみ」は。

けれども、今おっしゃったように、現物のこの工作船というものを公開するということは大変大事なことだと思いますので、私は、幸いなるかな。

会つて、日朝交渉というものが持たれるというこの場ができたことだけでも、私は、このことの追及と両国のお互いの今後再発しないという確約に持つていただきたいと思っております。

○森本晃司君 私と同じ思い、あるいは直接担当の大蔵としてそれ以上の思いを持たれたかと思いま

す。

そこで、大臣、通告も何もしておりませんけれども、私、あともう一つ思うのは、この船はもっと多くの人に見てもらつたらどうだろうかと。

今、鹿児島のドックの中にあって、それで今の段階でまだいろいろ捜査のことがありますし、だれもかれもそこに自由に入り出するということはま

たできませんかと思います。しかし、捜査をきちんとある程度終えた段階、そしてどこまでの基準で公開するのかどうかは別にしまして、これは私は、我々当然国を守る国会議員仲間も当然のこと

であります、これからいろいろと年末に向かって、あるいは来年度予算に向かって関係者がいろいろ予算を組むについては、後ほどまた私は申し上げたいと思いますが、この体制をきちんと、

我々いろいろなことはしなきやならないと思ったのですが、机の上で倍率何倍かという計算しているだけや私はこの国を守るという状況にまで至らぬのではないだろうか。そういった関係の人もみんな見れる機会を作った方が私は絶対いいと思う。

大臣のお考え、あるいはいろいろな今の段階では状況があるかと思いますけれども、お伺いします。

○森本晃司君 是非いろんな角度から御検討いただきまして、実物そのものを、回遊は仮に難しくても、見れるように私はしていただきことが非常に大事だと思っておりますので、我々も是非それを実現に向かって応援していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○森本晃司君 是非いろいろな角度から御検討いただきまして、実物そのものを、回遊は仮に難しくても、見れるように私はしていただきことが非常に大事だと思っておりますので、我々も是非それを実現に向かって応援していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そこで、こういった状況で、拉致された、そして今、日本に戻つてこられて、人たちがいる、日朝国交のいろんな交渉に入つていていますから、い

らっしゃいますか。

日朝国交正常化では二つの大きな問題点があるかと思います。

一つは、この拉致問題、拉致被害者の家族の問題、それからもう一つは、核開発疑惑の問題、こ

ういったことの今見通しが極めて不透明になつてしまつけれども、拉致事件の被害者や家族の永住帰国に向けて、今日も既に新聞に載つております

が、「拉致被害支援新法 死亡情報家族も対象」ということで、いろいろと今、議員立法に向かって進んでいるところでございます。

年金、医療、介護、就職、様々なそういう方々の問題がありますので、私はこの拉致被害者支援法、これは早期成立させる必要があるんでは

ないだろうか、今、与党の中でもまとめて早急に今国会に出して、来年のもう一月一日ぐらいからは

実施できるようににはしなければならぬのじゃないかと、このように思つておるわけでござりますが。

同時に、単に議員立法であるということだけで

はなしに、政府は政府としての責任があるかと思  
いますが、その取組をもう始めなければならな  
い、うるゝは目撃記

ですが、その点についてお伺いいたします。  
○政府参考人(井上進君) 政府いたしまして  
も、今、委員から御指摘ありましたように北朝  
鮮によって拉致された被害者の方々及びその家族  
の方々が安心して生活できるよう環境を作つて  
いく、こういうことが急務であると考えております。  
す。

方々のための総合的な支援策につきましては、被害者の方々、被害者や御家族の方々の要望や関係地方自治体との連携を踏まえつつ、内閣官房が中心となって関係省庁間で実務担当者のレベルで会合を開催するとして、今、鋭意検討を進めているところでございます。

内容等につきましては結論はまだ得ておりませんが、総合的かつきめ細かい支援策を早急に取りまとめるということで、引き続き作業を進めてまいりたいと考えております。

その中で、現行法制下で措置できない施策の実現を図る場合にはやはり法律上の手当てが必要ということになりますので、国会の御協力を仰ぐことになると思いますので、その点は、その際はよろしくお願ひいたしたいと思います。

○森本晃司君 次に、外務省、今日は来ていただいているかと思いますが、今後の日朝国交正常化交渉において、拉致事件とそれから核開発問題といふのは、これはこういったことの解決なくして正常化なしと、こういう姿勢で原則堅持、これが不可欠でありますけれども、そういうことで、私はもう一度そのことについて確認をしておきたいわけですが、

○森本晃司君 次に、外務省、今日は来ていただいているかと思いますが、今後の日朝国交正常化交渉において、拉致事件とそれから核開発問題といふのは、これはこういったことの解決なくして正常化なしと、こういう姿勢で原則堅持、これが不可欠でありますけれども、そういうことで、私はもう一度そのことについて確認をしておきたいわけですが。

な思いで取り組まなければならぬと考えておりますが、その見解をひとつお伺いしたいということと、もう一つは、一九五九年以降行われた北朝鮮への帰国事業で、在日朝鮮人の方々に伴つて約千八百人の日本人配偶者含む数千人の日本人が同国に渡つたと言われております。ここで、こういった方々の、一点は安否の確認、二番目は希望者の早期帰国の実現、それから三つ目は、これは非常に難しいわけでございますが、日本へ極秘に帰つている人たちがいらっしゃるということありますけれども、これは非常に慎重にしなければなりませんせんけれども、こういった問題について、国交正常化の正式な議題にして人道上しつかりとその方々を守つていくという結論を出すべきだと、こう思つておりますが、いかがですか。

○政府参考人(田中均君) 委員御指摘の二点につきまして、私どもも思いは同じでございまして、拉致問題につきましては、正に今後、生存されている方々の永住帰国の問題、それから事実関係の徹底的な解明、その後に生じるであろういろいろな諸問題その他も含めて、正に今後、国交正常化交渉の中で最優先の課題として取り組んでいくべきものであるというふうに考えております。ですから、その点につきまして、正に拉致問題の解決問題、九月の十七日の日朝首脳会談で終わつたわけでは更々ないということでござります。

それから、日本人妻の関係の諸問題、これにつきましては、先般の十月の末の再開された正常化交渉におきましても問題提起をしてございます。すなわち安否の問題、それから日本人妻の方々の課題だと考えておりますけれども、どういう形で取り上げていくかということについては、委員の御指摘も踏まえて十分検討をさせていただきたいと、かように考えるわけでございます。

○森本昇司君 次に、内閣危機管理審議官にお尋ねしたいと思います。  
先ほど来、扇大臣の答弁の中にもありましたけれども、金正日国防委員長が工作船事件について特殊部隊の関与を認めた、再発防止を約束したということあります。私は、だけれども、どうも、この間その船を見て、再発防止を約束したからもう二度と起きないということはないんじゃないだろうか、まだまだこれは場合によっては続くんではないんだろうかと思つておぼまして、この不審船対策というのをよりこれから充実をしていかなきゃならないんではないだろうか。そして、非道な活動をしている、その活動を抑止して国民の不安を解消することが必要だと思っております。  
二十三日の参議院の本会議で小泉総理が、国民の安全にとって現実の脅威となっているこれらの事態に対して有効な対応を確保することは、政府の重大な責任だと痛感しております。こうした反省省に立って、事態に応じて警察、海上保安庁等の警察機関と自衛隊のそれぞれの機能が最大限に活用されるよう、態勢、装備、相互の連携の在り方について一層の改善と強化を図り、国民の不安を解消していくかなきやならぬと思いますと、このように答弁されておられます、不審船、工作船問題についてどのように取り組まれるか、お伺いしたいと思います。  
○政府参考人(村田保史君) もう一度お答えいたします。  
御指摘のとおり、不審船あるいは工作船、これは改めて申すまでもなく、我が国それから我が國にとってその安全を脅かす大変重大な問題であります。この問題について、さきの日朝首脳会談におきまして金正日委員長は同国の関与を認め、二度とこうした事案を生じさせない旨表明したわけであります、政府としましては、今後の日朝交渉を通じて事実関係の解明を求めるとともに、その再発防止を確保していく所存であります。  
他方、政府としましては、今後ともこうした不審船事案に対しても厳正な対処を行う方針であります。このため、從来から進めてきました海上保

安庁と自衛隊による共同対処の態勢や装備の充実などの対策を確固として進めますとともに、両者による共同訓練などを通じて不斷に改善を重ね、これにより不審船対策に万全を期してまいりたいと考えています。

○森本晃司君　自衛隊との連携等々あります、警察との連携あります。

私は現場に行って思ったことは、巡視船は当日はなかったので私はいざれまた巡視船も見せていただきたいと思うんですねけれども、これは装備、大臣も度々おっしゃっておるけれども、よほど装備をしっかりしないと駄目だなと思いました。「あまみ」の負傷者の方、三名出たということでありまして、幸いその方々は元気になられて、私も状況を聞きましたら、もう任務に就いていらしてすごいなと思ったのと同時に、ただ、あと精神的な問題がありますから、その辺の問題のリハビリにもいろいろ尽くされているということではあります。だけれども、私は、もう負傷者が出るという、もうそうなれば出るんですから、そのためにそれを少なくするための装備というのは極めて必要ではないか。

あの向こうの工作船、スクリューが四つ付いている、見ましたら。幸いそのうちの何ばかが今回は動かなかつたのであそこまでのことがやれたかと思うけれども、あの四つのスクリューが全部動いていたら、やっぱり取り逃がしていると私は里うんです。なぜかというと、不審船が聞いたら十ノットぐらいで、日本が巡視船が三十ノットぐらいでしょう。六十ノットと三十ノットと競争したらこれは明らかに負けるわけでありまして、しかも、あの不審船の底が鋭角にびつとなつているのを波をぱっと切りながら逃げていくのではないかと思っています。

不審船事案対処の検証結果というのを見ると、不審船追跡能力、海上保安庁の巡視船、航空機では追跡能力が不足、あるいは情報それから通信監視能力、先ほど来ておりました防弾対策、そういうことが十分ではないのではないかと、このと

うに思つております。

海上保安庁、責任者として装備についてどのようすに、今の状況にどのように臨んでおられるかをお伺いいたします。

○政府参考人(深谷憲一君) 御指摘の装備の関係でございますけれども、海上保安庁といたしましては、先生御案内とのおり、平成十一年三月に能登半島の沖合の事案というのが発生いたしました。その事案を踏まえまして、当時関係閣僚会議で取りまとめられました教訓・反省事項というものがあるわけでございます。

これに基づきまして、監視能力を強化する、あるいは対応能力を整備するということで、不審船を捕捉するのに十分な能力を有する船という意味で、高速特殊警備船三隻、これを配備したり、夜間監視機能を強化をしたヘリコプター、これを二機を配備するなどしてまいりたところでございますけれども、先生御指摘のとおり、今般の九州南西海域不審船事案におきましては、巡回船が多数の被弾を受けるとか、既にお話がございますように、私どもの海上保安官三名が負傷するというふうな結果にもなつておるわけでございまして、私どもいたしましては、こうした現実を踏まえまして、今後海上保安官を更に、海上保安官の生命、身体、これを安全を確保するための現在での巡回船艇あるいはヘリコプター、この防弾対策の更なる推進、それから巡回船の武器の高機能化も実施しなきゃならないというふうに思いますし、御指摘のように、荒天下におきまして現場対処をしなきゃいけないということで、そういった気象条件の下におきましても迅速に現場に進出して遠距離から正確に対応できる、すなわち射撃できる武器、こういったものも装備した、いわゆる高速、高機能、大型の巡回船などもこれは整備する必要があるだろう。

他方で、当然画像情報を含むいわゆる情報的確に共有する必要がありますが、そういうたための情報通信システムの整備、また、昼夜を問わない巡回船艇、航空機の監視能力の強化というもの

も必要だらうということで、こういったことにつついてその整備、装備の強化、これを早急に進めた

いということで、来年度も、先ほど大臣からも御答弁ございました所要額の予算を要求をさせていただいているところでございます。

○森本晃司君 今、長官からお話をあつたところでは、海上の安全を、また国民のいろんな不安を取り除くためにも、私は今回の一つの事件あるいはその工作船を引き揚げ、そしてその状況を見ることができたことを期に、更に私は海上保安庁もこの問題について充実をさせていかなければならぬ。

予算については、幸い、我が委員長も御視察をいただいておりまして、同じ思いだと思いますし、これはもう党派を超えて、バスの中でもそんな話をしておりますけれども、この問題については救援をしなければならない問題であると私は思つております。私も全力で応援していきたいと思つておりますが、いよいよ予算編成に向けて取

り組む大臣の所信をもう一度お伺いさせていただきまして、私の質問を終えさせていただきます。

○國務大臣(扇千景君) どれをどのようにするか、また相手がこうだから、こちらがこうするといふ

うな結果にもなつておるわけでございまして、私は

思つておりますが、いよいよ予算編成に向けて取

り組む大臣の所信をもう一度お伺いさせていただ

きまして、私の質問を終えさせていただきます。

○森本晃司君 終わります。

○委員長(藤井俊男君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長(藤井俊男君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○富樫練三君 日本共産党の富樫練三でございます。

今日は、全体として三十分の時間をいただいておりますけれども、不審船問題と併せて、特に国

土交通に関連します民間都市開発の問題について

二つ目には、巡回船とか航空機の防弾対策、先

ほども申しました。それから、巡回船の武器の機能の高度化、これは一つ目に何としても大事である。

三つ目には、赤外線による捜査とか監視装置とか高性能のレーダーなどが少なくとも対策を持つことで、やっぱり少なくとも赤外線による捜索等々で遠慮しまして、二百十四億という今数字を出しておりますので、できれば五百億と言いたいところで、是非御支援を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

そういうことで、平成十五年度、先ほど申しましたように、私は本来は五百億は必要であると言つけておるんですけれども、最低限の予算の中で遠慮しまして、二百十四億という今数字を出しておりますので、できれば五百億と言いたいところで、是非御支援を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

したように、私は本来は五百億は必要であると言つけておるんですけれども、最低限の予算の中で遠慮しまして、二百十四億という今数字を出しておりますので、できれば五百億と言いたいところで、是非御支援を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○森本晃司君 終わります。

○委員長(藤井俊男君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

○委員長(藤井俊男君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○富樫練三君 日本共産党の富樫練三でございます。

今日は、全体として三十分の時間をいただいておりますけれども、不審船問題と併せて、特に国

土交通に関連します民間都市開発の問題について

二つ目には、巡回船とか航空機の防弾対策、先

を発表いたしました。その中で、特に排他的経済水域での不審船に対する対応として、周辺諸国と協力、共同して不審船などに対応できるように協議と連携の体制を取る、そして必要なルール作りを行なうべきであるという提案をしてまいりました。そのためにも特に北朝鮮との外交ルートを開くことが急務であると、こう提案したところあります。

その後、九月十七日の日朝首脳会談で、金正日国防委員長はこの不審船の問題について、これらは軍部の一部が行ったものと思われ、今後更に調査したい、このような問題が一切生じないよう措置を取る、こう述べたわけあります。不審船がこれは平壤宣言の中で、「双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した」と、こういうふうにしっかりと位置付けられました。「また、日本国民の生命と安全にかかる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとることを確認した」とされて、この平壤宣言の一文では、双方は、安全保障にかかる問題について協議を行つていくこととした」となっています。

今日は外務省においておいでいただいておりますけれども、外務省に伺いますが、この平壤宣言の立場としては、不審船を含めた安全保障にかかる問題については、不審船を含めた安全保障にかかる問題について両国の中間で今後これから解決していくための基本的な合意があつたと、こういうふうに問題はこれから解決するわけですから、この方向についての基本的な合意があつたと、この方向についての基本的な合意があつたと、この点について、まず伺います。

○政府参考人(田中均君) お答えを申し上げます。

委員が御指摘になりました平壤宣言でございま

すけれども、幾つもの条項が実は関係があるわけですが、一つは正に正常化交渉、正常化

従つたものであるということ、これは一項にござりますが、さらに、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組むということもうたわれております。それから、委員が御指摘の三項で、互いの安全を脅かす行動を取りない、それから遺憾な問題が今後再び生ずることがないよう適切な措置を取ることを確認した。それから四項のところで、安全保障にかかるわる問題について協議を行っていくことなどがざいます。

ういう写真などを示して相手方に調査やその後の対策について迫ったのかどうか。それからもう一つ、北朝鮮側の調査とかあるいは措置がその後どう進展しているのか。これらについてはどうただらし、どういう回答があったのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(田中均君) お答えを申し上げま  
す。

り、日朝国交正常化交渉と連携しつつ継続的に協議していく、この点で一致したと、こういうふうに外務省は報告しています。

この二十九日、三十日に行われた会談でありますけれども、これについての評価と概要、これも外務省の文書でありますけれども、これによれば、平壤宣言に基づいて十一月中に立ち上げられる日朝安全保障協議の場で、米国、韓国とも緊密に連携しながら北朝鮮に働き掛けていく考え方である。ところが、このように外務省の態度が出来ます。ところが、その後、報道などによりますと、北朝鮮側は今月開催される予定になっております日朝安全保障協議の無期延期をほのめかしていると、こう伝えられています。

そういう状況の下で、ある新聞の社説では、「政府には、北朝鮮に責任ある対応を迫ると同時に

が言つたことがありますけれども、私どもがこの五名の拉致被害者の問題について今の日本政府の方針を変えられるかというと、それはそうではありません。日本政府の方針は維持をしていくといふことが基本的な立場でございまます。

一方において、先般の正常化交渉におきましても十一月中の安保協議の立ち上げについて合意をした、こういうことがござりますので、当然のことながら、私どもとしては日本側の基本的な立場で、いうものの維持したまま北朝鮮側と話を繼續をすることといたしますので、正に委嘱者が御指摘されましたように、粘り強い態度で協議は対話を維持して問題の解決をしていくというふうにとが私どもの基本的な立場であろうというふうに考えます。

○富樫練三君 そういう中で、十月の二十九、三十日に日朝国交正常化交渉の第十一回本会談が開かれました。この席上で日本側から、一〇〇一年十二月に九州南西海域で沈没した不審船については北朝鮮の工作船であるというふうに結論付けられて、そして日朝首脳会談において、金正日国防委員長が言及した調査、再発防止、これが履行されることを注視したいと、注目したいと、こういうふうに日本側としてはこの会談で述べたというふうに外務省の報告があります。

この十月二十九、三十日の会談なんですけれども、このときにこの日本側の見解に対し、北朝鮮側はどう反応したんでしょうか。それから、このとき、既に日本側にはもう工作船、引き揚げた工船の写真など証拠があるわけですかけれども、そ

た。しかしながら、一貫してこの正常化交渉の中北朝鮮側が言っているのは、平壤宣言は守るということです。

お尋ねの写真等を示したかどうかということですが、前回の協議においてはそれを示すことにはございませんでした。子細、より詳細なことは今後の協議の中できちんと取り上げていくというが日本側の方針でございますし、前回の正常化交渉というのはどちらかというと日本のブライオリティーというか、優先度を明らかにして日本の大主張を全部述べるということが基本的な考え方であったということです。つまり、詳細につきましては、当然のことながら今後の正常化交渉あるいは安保協議の場できちんと取り上げいくということです。

○富樫練三君 平壤宣言では双方は安全保障にかかる問題について協議を行っていくと、こううふうにしたわけですけれども、これについて、外務省北東アジア課の概要と評価という報告書と、文書が出てるわけですねけれども、この中では、両首脳は地域の安全保障や双方の安全にかかる問題について日朝間で協議の枠組みを作

る。」、「こういう社説を出した新聞がありました。あわせて、政府に対し、「いうべきはいう。しかし対話は閉ざさない。知恵と胆力が必要な時代だ。」と、こういう主張も出されています。これらの主張というのは不審船問題に限らずに、拉致問題を含む交渉全体についての主張だ。うといふに感じ取られるわけですけれども、私は、丁作船の問題を含めて、安全保障協議を立ち上げて問題の解決を、解明を図っていくことが、これがやっぱり問題解決の一一番確かな道だ。うとうふうに考えます。

正に粘り強い折衝が大事だというふうに私は考えますけれども、外務省としての基本的な姿勢をこの際伺っておきたいと思います。

○政府参考人(田中均君) 様答えを申し上げます。

これも委員御指摘があつたところでござりますけれども、先般、朝鮮中央通信が外務省のスポーツマンの談話として、日本側が五名の拉致被害者を帰還させない限り日朝安全保障協議が無期限延長されることを含め重大な結果が生ずると、いう趣旨の発言を行っているということです。

不審船問題、これは日本の安全と平和にとって極めて重大な問題であるというふうに思います。この問題解決について今外務省からも基本的な姿勢の答弁がございましたけれども、様々な糺余点が折があったとしても、両国間の基本合意あります。す日朝共同声明、平壤宣言、このとおりきちんと解決していくことがやはり一番基本にならなくてはいけないかというふうに私は考えます。國土交通省では大臣の決意を伺いたいと思います。

○國務大臣(扁千景君) 今日は朝から各党各代表者の質問の中での工作船の問題を取り上げていただき、また先ほども申しましたように、委員会として現地まで行っていただいて、そして工作船などを引き揚げた物を見ていただいて、どの程度であったかという認識をしていただいたことを冒頭から感謝を申し上げましたけれども、本当に皆さんがの方の認識がまた再び私は高まってきたと。この解決なくして日本の国民の安全、しかも漁業者の安全は図れないという新たな認識に、委員会の皆さん方の党派を超えた一致した認識を私は聞かせていただいて心から感謝を申し上げるとともに、

従つたものであるということ、これは一項にござりますが、さらに、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意を持つて取り組むということもうたわれております。それから、委員が御指摘の三項で、互いの安全を脅かす行動を取らない、それから遺憾な問題が今後再び生ずることがないよう適切な措置を取ることを確認した。それから四項のところで、安全保障にかかる問題について協議を行っていくということです。

かつ、日朝の首脳会談におきまして、委員が御指摘のとおり、金正日国防委員長の方から、このような問題が一度と起こることがないよう措置を取るということです。

したがつて、私どもとしても当然、こういう工作船の問題については、これが一度と生ずることがないよう事実関係の確認も含めて正常化交渉、安保協議、この中で問題を解決をしていくと、話合いによって解決をしていくというのが基本的な考え方であり、その点については少なくとも平壤宣言では確認をされているということでございます。要は、この宣言が履行をされるように担保をするということだと思います。

○富樫練三君 そういう中で、十月の二十九、三十日に日朝国交正常化交渉の第十二回本会談が開かれました。この席上で日本側から、二〇〇一年十一月に九州南西海域で沈没した不審船については北朝鮮の工作船であるというふうに結論付けて、そして日朝首脳会談において、金正日国防委員長が言及した調査、再発防止、これが履行されることを注視したいと、注目したいと、こういうふうに日本側としてはこの会談で述べたといつぶうに外務省の報告があります。

この十月二十九、三十日の会談なんですかれども、このときにこの日本側の見解に対し北朝鮮側はどう反応したんでしょうか。それから、このとき、既に日本側にはもう工作船引き揚げた工船の写真など証拠があるわけですかけれども、そ

いうのはこの宣言に示された精神・基本原則に従つたものであるということ、これは一項にござりますが、さらには、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意を持つて取り組むということもうたわれております。それから、委員が御指摘の三項で、互いの安全を脅かす行動を取らない、それから遺憾な問題が今後再び生ずることがないよう適切な措置を取ることを確認した。それから四項のところで、安全保障にかかる問題について協議を行っていくということです。

今、委員が指摘されたとおり、先般の国交正常化交渉、十二回交渉の場で、工作船について日本側より、昨年十一月に九州南西海域で沈没した不審船については北朝鮮の工作船であると結論付けたこと、それから日朝首脳会談において金正日国防委員長が言及した調査、再発防止が履行されることを注視したいと、こういう趣旨で発言を行つたということです。これに対して北朝鮮側から手段の回答はその場ではございませんでした。しかしながら、一貫してこの正常化交渉の中で北朝鮮側が言っているのは、平壤宣言は守るということです。

お尋ねの写真等を示したかどうかということですが、前回の協議においてはそれを示すことはございませんでした。子細、より詳細なことは今後の協議の中できちんと取り上げていくところです。

お尋ねの写真等を示したかどうかということですが、前回の協議においてはそれを示すことはございませんでした。子細、より詳細なことが日本側の方針でございますし、前回の正常化交渉というのはどちらかというと日本のプライオリティーというか、優先度を明らかにして日本側の主張を全部述べるということが基本的な考え方であったということです。詳しくは、日本側の方であつたということです。つまり、この問題につきましては、当然のことながら今後の正常化交渉あるいは安保協議の場できちんと取り上げていくということです。

○富樫練三君 平壤宣言では双方は安全保障にかかる問題について協議を行っていくと、こういうふうにしたわけですけれども、これについて、外務省北東アジア課の概要と評価という報告書とかかわる問題について日朝間で協議の枠組みを作

五名の拉致被害者の問題について今の日本政府の方針を変えるべき立場でござります。うことが基本的な立場でござります。

一方において、先般の正常化交渉におきましても十一月中の安保協議の立ち上げについて合意をした、こういうことがございますので、当然のことながら、私どもとしては日本側の基本的な立場を維持したまま北朝鮮側と話合いを繼續するということです。正に委員会が御指摘されましたように、粘り強い態度で協議は対話を維持して問題の解決をしていくということが私たちの基本的な立場であるというふうに考えてます。

○富樫練三君 この問題の最後になるわけですけれども、大臣に伺いたいと思います。

不審船問題、これは日本の安全と平和にとって極めて重大な問題であるというふうに思います。この問題解決について今外務省からも基本的な姿勢の答弁がございましたけれども、様々な糺紛紛争があつたとしても、両国間の基本合意あります日朝共同声明、平壤宣言、このとおりきちんと解決していくということがやはり一番基本的なものではないかというふうに私は考えます。國土交通大臣の決意を伺いたいと思います。

○國務大臣(扇千景君) 今日は朝から各党各代表者の質問の中での工作船の問題を取り上げていただき、また先ほども申しましたように、委員会として現地まで行っていただいて、そして工作船を引き揚げた物を見ていただいて、どの程度であったかという認識をしていただいたことを言語化していただき、心から感謝を申し上げるとともに、安全は図れないという新たな認識に、委員会の皆さん方の党派を超えた一致した認識を私は聞かせていただいて心から感謝を申し上げるとともに、

より一層、私たちは国土交通省として、先日も、御存じのとおり、この工作船問題で今後は日朝交渉の場でこれを完全に取り上げていくということの私はなければ日朝交渉は何のためにあるのかといふうにも思いますし、一番国民の生命、財産に危険を及ぼすということを対処するための日朝交渉でなければならない。

そういう意味で、十月の九日でございましたけれども、国交正常化の交渉に当たりまして関係閣僚会議が行われました。そのときにも私は、工作船問題を基本方針として明快にすると、明記することを、私は海上保安庁、安全保障協議会のメンバーとするようについて私は官房長官に申し入れまして、そのように取り計らっていただきました。

また、今、外務省から、局長から話がございましたけれども、我々は今後、今回の三人の負傷者と、そして被弾された我々の船、海上保安庁の船、なおかつこの中国のEEZにおいて引揚げに協力してくれた中国もどういうことを言ってくるか分かりませんけれども、例えば協力費というようなことを中国がもし言つたとすれば、その金額に我が国の被害額及び海上保安庁の職員の慰謝料等々も含めたものを私は当然金額としても北朝鮮に、私は損害賠償を、中国の話と我々の国の海上保安庁あるいは職員に関する補償というのも今後は要求していくことが私は日朝交渉の大変な場であると、こういう議論をせざるして何の会議であらうと言わざるを得ないといふに認識しておりますので、引き続いだ外務省に頑張つてもらって、私たちは気長に、なおかつ的確な交渉をしていただきたいと思っています。

○富樫練三君 是非、この問題については平壌宣言に基づいてきちんと解決をしていくということが将来に向かって極めて大事だといふうに感じております。

それでは、ちょっと残りの時間が十分ちょっとですで、二つ目の問題であります民間都市開発推進機構の問題について伺いたいと思います。

最初、大臣に伺いますけれども、冒頭、民間都市開発の推進に関する特別措置法という法律がありますが、この第一条では、「都市開発事業を推進するための特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もつて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」と、こういうふうに第一条で決められています。

これは、民間都市開発推進機構、略称民都とか民都機構とか言っておりますけれども、このホームページでは、「本制度は、良好なまちづくりに向けた民間都市開発事業の促進を目的としたもので、こういうふうにホームページには出しているわけです。すなわち、民都機構というのは良好な市街地の形成や良好なまちづくりを目的にしている、そのことによって地域社会に貢献しようと、これが目的だということだと思つんです。

ところが、実態は、この目的である良好なまちづくりや地域社会の健全な発展とは全く違つているわけです。すなわち、民都機構というのは、建設する側は二〇〇三年問題があるからといって三四年間の工期を二年間に縮めた。その結果、一日の工事の時間がどんどんどんどん長くなつて深夜の一時、一時まで工事をやるという、住宅地としては正にもう非常識なそういう事がたびたび発生している。一回や二回じゃないんですね。その都度、住民がパトカーを呼んで、警察に連絡してパトカーを呼ばなきゃ駄目なようになります。その点について三つほど事例を挙げさせていただきたいと思います。

一つは、港区高輪でありますけれども、ここに今、住友不動産が超高層のマンションを建築中であります。この土地というのは民家と港区が、区が持っていた遊園地などがあつたわけですけれども、これらの土地四千九百平方メートルを住友不動産が日本ビルプロジェクトというところを通じて買い取つて、その土地丸ごと民都機構が買いつた、そして住友不動産にそれを丸ごと無償で取つた、そして住友不動産にそれを丸ごと無償で貸すをして、そこに百メートル以上の高層マンションを造ると、こういう工事が今進んでいます。三十五階建て、高さ百十九メートル。

完成したら民都機構がその土地、今は民都機

構が持つて、所有しているんですけども、その土地を住友不動産に譲渡をする、そして住友不動産は土地付きの分譲マンションとしてそれをお客様に売ると、こういう仕組みで事が進んでいます。ただ、問題なのは、地上げによって民家が迫ります。

○國務大臣(扇千景君) 今、富樫議員が幾つかの事例をおつしやいましたけれども、それは各区分が許可し、都が許可していることですから、個別のことに関して私がどうこう言つことはいたしません、それは原則として。ただ、今、民都機構と言われるものが少なくとも良好の、住民の皆さん方に

出されて、児童遊園地まで、区立の、区の児童遊園地まで移動させられるとか、これは区議会でも問題になりました。民家から四メートル道路を挟んだすぐ隣接のところに百十九メートルの超高層マンション。ですから、風害とかあるいは日照であるいは都市、都知事ですか、都で許可されるとあるとか、そういう被害が、環境破壊が進められようとしています。

ところが、説明会や工事協定が、一部の住民とはやるんだけれども、それ以外の住民は一切交渉もしない、話もない、こういう、一部の住民は締め出されるという状況が生まれています。あるいは、建設する側は二〇〇三年問題があるからということで三年間の工期を二年間に縮めた。その結果、一日の工事の時間がどんどん長くなつて深夜の一時、一時まで工事をやるといふこと、これが正にもう非常識なそういう事がたびたび発生している。一回や二回じゃないんですね。その都度、住民がパトカーを呼んで、警察に連絡してパトカーを呼ばなきゃ駄目なようになります。この点まで発生しているというわけなんです。

ですから、これは一つ高輪の例なんですけれども、同じような例が高輪でやつている長谷工のマンションでも起こつてます。また板橋の住友不動産が造っているマンションでも同じような事例が起こつてます。ここで大臣に伺いたいわけですが、ここに高輪でやつてますけれども、こういう事態であつて果たして、民都機構が土地を買取つて、無償で貸与してマンションを造る、これで良好なまちづくりだと、地域の、健全な地域社会を作ることに貢献していると言えるのか。大臣のまず基本的な認識を伺つておきたいと思いまよ、これはね。個々の建築確認であるとか個々の問題についてそれは都とか区が対応するというのも別に構わないんです。問題なのは今度のこの法律について、この法律をきちんと守らせる責任を負つてているのはだれかと、だったら大臣なんですよ、それは区なり都なりが、私は、どの範囲の人に対するかというの私はきちんとあると思いますので、その辺のところはもし分かりましたら局長に答えさせます。

○富樫練三君 個々の問題について一々答えなくて、それ以外の人は説明しなかったという範囲がどうしたことであつたのか私は存じませんから、それは区なり都なりが、私は、どの範囲の人に対するかというの私はきちんとあると思いますので、その辺のところはもし分かりましたら局長に答えさせます。

○富樫練三君 個々の問題について一々答えなくて、それ以外の人は説明しなかったというの問題についてそれは都とか区が対応するというのも別に構わないんです。問題なのは今度のこの法律について、この法律をきちんと守らせる責任を負つてているのはだれかと、いたら大臣なんですよ、これはね。個々の建築確認であるとか個々の問題についてそれは都とか区が対応するというのも別に構わないんです。しかし、法律の基本をきちんと守らせるというのは、これは大臣の責任であるから、大臣も首を縊に振つてますからそのとおりだと思うんですけれども。

そこで、民都機構がそういう民間の都市開発を



一遍調べますけれども、天下りがあつて一定のところへ特別な配慮をしたということは私の就任以後はありませんので、調べてみることにしました。

○富権練三君 終わります。

○田名部匡省君 今日、不審船へ私行かなかつたものですから、いろんな議論がありまして、小泉総理は改革なくして成長なしだとよく言われるんですけれども、予算の使い方、これは創意と工夫が必要だと思うんです、もっともっと、いろんな場面で。もう荒っぽいですよ、使い方が。そう思つて先ほど来の話を伺つていきましたが。

私は、前にも申し上げたんですね。あの不審船の対策のためには海上保安庁と海上自衛隊とどちらにやつちやいかぬと、コースタガードの話もいたしましたが、おっしゃるように、国土の十一倍の海域を海上保安庁で全部やつてくれと言われてもこれは難しいと思う。したがつて、先ほども五十八億円の予算要求したり、一万二千二百十名おる、更に百名の増員をお願いしているということで、私も安全ということから考へるとこれは大事なことだと思います。

だから、ばらばらにやるのはいかがかと。しかも、大型の巡視船も装備しなきやいかぬと。ところが、自衛隊、海上自衛隊の方は、訓練はしているけれども、別に何にもしていいわけですね。ですから、そのところは、人を増やすのも大型巡視船も結構ですけれども、あるものをいかに合理的に使つて守るかということは大事だと、こう思つんで、この間もこのことを申し上げました。どうぞ、少子化によつてもう財政も相当厳しいという中で、この予算の使い方というのはもっとと考えて使つてほしいなという気持ちで聞いておりましたので、是非お考えをいただいて、本当に国民の負担を求める形でいい方法というものを考へていただきたいと、こう思います。そこで、最近、マスコミでばっかり我々は分かっているんですよ。阪神公団の幹部が逮捕されたとか、

私の青森県の道路公社の職員が汚職で逮捕されたとか、そんなのはばかり出てきますわ。

そこで、本四公団の債務状況、実態は今どうなつてゐるか。取りあえず、総事業費はあれ幾ら掛かつたんですか、まずそこからお答えいただきたい。

○政府参考人(佐藤信秋君) お答え申し上げます。

本四公団の財務の状況と、こういうことでございました。平成十三年度末で申し上げたいと思つますが、営業中の道路の分としまして、負債が総額が三兆六千億円でございます。それに、従来の欠損金も含めましてトータルの償還に要する額、これ出資金等も入れますが、合計で出資金等も入

れまして償還すべき額が四兆六千億円でございます。

○田名部匡省君 あの工事に一体幾ら掛かつたんですか。

○政府参考人(佐藤信秋君) 建設費そのもので申し上げますと、大変兎縮でございますが、おおむねでございますが、約四兆円でございます。

○田名部匡省君 今、年間の赤字は今どのぐらいになつていますか。

○政府参考人(佐藤信秋君) これも平成十三年度の状況で申し上げます。管理費が二百四十九億円、さらに利払いが千二百五十億円、こういうことに対しまして、収入が八百四十三億円でございまますので、当期の損失金として六百五十五億円でございます。

○田名部匡省君 そこで、これも地元に負担を求めるとかなんとかというのがマスコミを通じて出ていますけれども、これは負担求めるようになるんでしようか。

○政府参考人(佐藤信秋君) 本州四国連絡橋公團につきましては巨額の債務を抱えている、こういふ状況で、昨年の十二月に閣議決定されました特

いて処理するなどの基本方針が示されたところでございます。

現在、道路関係四公団の民営化推進委員会でも新たな組織が債務を確実に償還できる方策などにについて御審議なさつておられるところであります

が、これから予算編成過程の中で、更に政府としてもいろいろ検討してまいり、こういうことでござります。

○田名部匡省君 地元では、地元負担はもう対応だ、けしからぬ、受け入れられない、こう言って何か騒いでいるようですが、いずれにしても道路特定財源の一部を回すか何かしないといふべき額が四兆六千億円でございま

す。

○田名部匡省君 これは、私は昨年、大変精力的な委員会の開催をいたしまして、国土交通省の中では別途委員会を民間の皆さん方で立ち上げました。そして、諸井委員長という委員長を頂いて、そして私は昨年の十一月に総理にこの諸井委員会の答申をお渡しいたしました。その後に今四公団民営化の推進委員会ができたわけでございます。

私は、元々本四というものは、あえて今、田名部委員が本四という話をなさいましたけれども、本四は、いい悪いは別として、三つの橋ができる上がつちゃっているんです。あと三公団はまだ工事中なんです。ですから、私はそれを別々にしたいという諸井委員会の答申を持つていつたんですけれども、総理が今度の委員会で、いや、四公団一緒だというお話をなつたので、じゃ、本四の一番大きい債務をどうするんだということから今御議論があります。

それで、余りにも料金が高過ぎるから一時半額にしたらどうだと、通行料金を。そうすればたくさん通るじゃないか、収入も上がるじゃないかといふお話になつたんですけれども、昨日も四国の方界の皆さん方が私のところへいらっしゃいました。私、聞いたんです。この橋ができる四国の経済状況は利益が上がつたんですか、上がらなかつた。

○田名部匡省君 そこで、これも地元に負担を求めるとかなんとかというのがマスコミを通じて出ていますけれども、これは負担求めるようになるんでしようか。

○政府参考人(佐藤信秋君) 本州四国連絡橋公團につきましては巨額の債務を抱えている、こういふ状況で、昨年の十二月に閣議決定されました特

たんですか、それが一点。

それから、過去にここの料金を二割引き下げたことがあります。二割引き下げましたら通行量は一割増えました。だから、二割削減して一割しか増えなかつたので、一割分がまた赤字の上乗せになつた。だから、料金を安くしたらどれだけ交通量が増えるというその積算が、二割安くしても一割しか交通量が増えないと、過去にこれやつてみたことがあるんですから、実験的に。

そういう実験で、じゃ、安くした残りの一割分はだれが負担するんですか、地元ですかといふこととも昨日も財界の皆さん方と話し合いました。そして、私は、便利になつたために逆に四国人はできませんから、これ

ざいます。

○田名部匡省君 地元では、地元負担はもう対応だ、けしからぬ、受け入れられない、こう言って何か騒いでいるようですが、いずれにしても道路特定財源の一部を回すか何かしないといふべき額が四兆六千億円でございま

す。

○田名部匡省君 これは、私は昨年、大変精力的な委員会の開催をいたしまして、国土交通省の中では別途委員会を民間の皆さん方で立ち上げました。そして、諸井委員長という委員長を頂いて、そして私は昨年の十一月に総理にこの諸井委員会の答申をお渡しいたしました。その後に今四公団民営化の推進委員会ができたわけでございます。

私は、元々本四というものは、あえて今、田名部委員が本四という話をなさいましたけれども、本

四は、いい悪いは別として、三つの橋ができる上がつちゃっているんです。あと三公団はまだ工事中なんです。ですから、私はそれを別々にしたいという諸井委員会の答申を持つていつたんですけれども、総理が今度の委員会で、いや、四公団一緒だというお話をなつたので、じゃ、本四の一番大きい債務をどうするんだということから今御議論があります。

それで、余りにも料金が高過ぎるから一時半額にしたらどうだと、通行料金を。そうすればたく

さん通るじゃないか、収入も上がるじゃないかといふお話になつたんですけれども、昨日も四国の方界の皆さん方が私のところへいらっしゃいました。私、聞いたんです。この橋ができる四国の経済状況は利益が上がつたと思うんですよ。

ですから、そういう意味では、少なくとも本四の赤字というものの解決は頭の痛い問題ですけれども、それによって四国全体の経済効果が上がつた、あるいは岡山も兵庫も大阪もその経済効果はあったということができれば、これはまた別の観

点から私は考へられることだと思っておりますけれども、今申しましたように、料金を下げるによってより多くの人が通るという保証がないと

あります。

○田名部匡省君 造る前にいろんなことをやつぱりきちつとやらないと、大体國のやるのは何でも

それいけ、やれいけど、造れ造れといってやって、後になつておかしくなつたと。最近マンショングも、先ほど来あつたけれども、そういうのをどんどんどんどん新橋のあそこの跡地に建てて、都内の方があらうどんどん減っちゃつて空いてる。

ですから、後々にどうなるかということを考えやらないと、例えば料金を下げるトランク協会は喜ぶでしょう。あるいは私は、青函のトンネルのときも、青函連絡船をどうするんですかと。あるいはフェリーをどうするのという問題を提起したんです。大間のあれもそうなんですかと。

結局、どこかに今度は痛みが出るんです。そつちのことはだれも考へないんです。いいことばかり言つて、一説には橋ができる京阪神の方にどんどん流れる。私は今、新幹線が十二月一日開業になりますけれども、喜んばかりいられないよ。今度はどんどん仙台や東京に、ディズニーランドに連れていくといつ子供たちがこれみんな来ますよ。帰りは良くて安いものをどんどん買っていったら八戸経済界打撃が出るよ、僕はそのことを前から言つておった。

それを造れ造れということなんで、いずれにしても、やっぱりやるときにはどういうふうになるかといふことを十分検証して今後やるときはやつていかないと、できてからばかり問題が起きていくといふことなんですね。

道路特定財源を一部使えと言つたら、東北、北海道の知事さんが、何でおれらの税金をそちに使うんだと言って、こんなことで騒いでいる。ですから私は、やっぱりどうしてもこういうものをやるときには、後からいろんなことをやり始めるといふ文句が出てきますから、その辺をよく考えてやつていただきたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) これは私は、先ほども政治判断が間違っていたのではないかというお話を私は大臣になりましたから、この本四の三本の橋、あるいはアクアライン等々も基本的にねグ

ランドデザインがなかつたということから、こちらへ造ればいい、いいといつて、急いでじゃ第三セクターにしようなんといつて、それでだれも責任を持たないような第三セクター、財界、地方自治体、国と三分担して、じゃ、だれが責任を持つのと言つたら、責任がないような天下りのトップを持つてきて、結局は早く造るために第三セクターを慌てて作つて、今になって赤字でとても財界はお金を払えない、こういう結果が各地にあるわけです。

けれども私は、この本四に関しては、申し上げにくいけれども、田名部議員も大臣経験者として、当時は自民党で、このことに苦言を呈さなかつたということも私たちは政治の共同責任だと思つています。私もそうです。私は三本要らないと言つて自民党で呼び出されて怒られたんですから。私は、真ん中は要らないと、西からと東からの二本で真ん中の分で四国一周の高速道路を繼續しないよと言つたら、ちょっととちょっとといらつしゃいといつて呼び出されて怒られたのが私は記憶に新しいところですけれども。

今、田名部議員がおっしゃいましたように、少なくとも私のところへ、陸海空ですから、とにかく高速道路を造つてください、新幹線を造つてください、空港を造つてくださいとみんなおつしやつて、順番に造つて、まず高速道路を造つて、今度新幹線止まつたら高速公路の通行車の通行量が減りました。新幹線ができる、今度は飛行場を造つたら、飛行機ができるので新幹線の乗車料が減りました。これも採算取れませんと。やっぱり全体的な人口とあるいは経済の生産率と、それから考えて全国のグランドデザイン、何でも欲しいといつたら、それはただのものは何でも欲しい。けれども、それぞれの地域の特性を生かした、海で運ぶことがその地域に一番いいのか、道路で運ぶことが一番いいのか、新幹線で送ることがその地域に一番いいのか、飛行機か、そういうやつぱり判断はその地域地域の特性を生かしてやつていただき、その地域に即した私は工

事をしていくことが公共工事の基本であると思っています。

ただ、一点付け加えさせていただくと、イギリスのドーバー海峡に海底トンネルを造つても漁業補償料は一銭も払つていません。日本はどれだけ漁業料等々の補償を払つているか。そういうことを考えれば、今、田名部議員が本四は幾らでできましたかとおっしゃいますけれども、本体の工事よりも補償料の方が大きいということも、かつては原子力船「むつ」で大変貴重な経験をしているわけですから、我々は国のためにどうあるべきかとくにいれども、田名部議員も大臣経験者として、当時は自民党で、このことに苦言を呈さなかつたということも私たちは政治の共同責任だと思つています。私もそうです。私は三本要らないと言つて自民党で呼び出されて怒られたんですから。私は、真ん中は要らないと、西からと東からの二本で真ん中の分で四国一周の高速道路を繼續しないよと言つたら、ちょっととちょっとといらつしゃいといつて呼び出されて怒られたのが私は記憶に新しいところですけれども。

今、田名部議員がおっしゃいましたように、少くとも私のところへ、陸海空ですから、とにかく高速道路を造つてください、新幹線を造つてください、空港を造つてくださいとみんなおつしやつて、順番に造つて、まず高速道路を造つて、今度新幹線止まつたら高速公路の通行車の通行量が減りました。新幹線ができる、今度は飛行場を造つたら、飛行機ができるので新幹線の乗車料が減りました。これも採算取れませんと。やっぱり全体的な人口とあるいは経済の生産率と、それから考えて全国のグランドデザイン、何でも欲しいといつたら、それはただのものは何でも欲しい。けれども、それぞれの地域の特性を生かした、海で運ぶことがその地域に一番いいのか、道路で運ぶことが一番いいのか、新幹線で送ることがその地域に一番いいのか、飛行機か、そういうやつぱり判断はその地域地域の特性を生かしてやつていただき、その地域に即した私は工事をしていくことがあります。

そこで、道路公団の子会社、関連会社、独立系企業に受託しているというのでいろいろこれまでの業務を受託しておりますが、競争原理が働くようにして公団本体の経営改善につなげるべきではないかと私は思つんですけど、これどうですか。

○政府参考人(佐藤信秋君) 道路公団の子会社、関連会社につきましては、平成十三年度、行政コスト計算書を作成するに当たり、民間企業で用いられており基準で判定した結果、八十四社が該当省に立つて今これから時代をどうするんですかと。八百六十九億円も借金作つて、連結決算やつてみて、一体だれが返すんですか。

だからこういう議論をしてるのであって、だから私は、例えば新幹線だって今まであれは盛岡から博多まで各県負担しないで造つたんですね。青森県の方に、盛岡から先造るといつたら三分の一出せと。一千九百億ですか。長野もでしよう。それをのんでやつているわけだ、今後の借金のこととは考えずに。同じことなんですよ、やっぱりこれから考えて全国のグランドデザイン、何でも欲しいといつたら、それはただのものは何でも欲しい。けれども、それぞれの地域の特性を生かした、海で運ぶことがその地域に一番いいのか、道路で運ぶことが一番いいのか、新幹線で送ることがその地域に一番いいのか、飛行機か、そういうやつぱり判断はその地域地域の特性を生かしてやつていただき、その地域に即した私は工事をしていくことがあります。

現在、道路関係四公団民営化推進委員会において、日本道路公団に代わる新たな組織の在り方とともにいわゆるファミリー企業問題についても検討されておりますが、この結果も踏まえながら、これら会社との関係や業務発注の在り方などにつきまして抜本的な検討を行う必要があるというふうに認識しております。

○田名部議員 私も高速道路をよく使うんです。この前も弘前の方へ、ずっと岩手県通つて秋田県通つて青森県の弘前へ行く方が早いんです。ところが、夜になると、下をトランクばつかり走つて、国道を。高速公路走つていられないんだから、やっぱり政治が責任持つてきちっとそ

ですよ。だから、これどうなっているんだと言つたら、いや、とても往復の料金、高速料金払うともう大変ですと言うんです。高速道路走らないで国道走っているんじゃ、これどうなんだろなと思つて、そういうことも見ておって気になる。

それから、三十メートル、五十メートルと車間距離のあれが一杯立っていますよね。みんなの見て走っているのはだれもいませんよ。随分立っている、どこにも。あいうのを無駄だというんですよ。

だから、もう少しいろいろ考えてみてごらんなさい。もう立派過ぎて、木を植えてみたり、まあそれは悪いことはないが、何でこんなにそのまま走ればいい道路にあんな工事までいろいろやるんかなと。しかも、都内に入ってくると電光掲示板、みんなの見て走っていたら事故を起こしますよ。外国の例をよく言うけれども、外国ではあんなのありませんから、余り、高速道路へ入つても。

もう少しやっぱり、掛け放題掛けるというんじゃないくて、これは何のためにこんなに掛けるんかなと。電話だってそうでしよう。携帯電話持つているのに一キロに一か所ずつ、掛けるの見たことないが。そういう、もう少し頭使って、創意と工夫の中で、掛けないようしてくださいよ。

○國務大臣(扇千景君) 何キロ車間距離空けろとか、あるいは六十キロしか走れないとか、それで私も聞きました。六十キロというためには何キロの、まず道路を造るときに何キロ走るかという道路造りをしているんですから、ですから、何キロ走るあれを造るんですけど、百四十キロ出すために百四十キロの耐え得るような道路を造っていると、こう言つんですね、例えば高速公路。百キロ走れるように道路を造つていながら百キロ走れるよと走れるところというのは、この間、私、全国の表、今ちょっとないかと聞いたんですけれども、ないんですかけれども、ドイツは百キロ以上

無制限です、アウトバーン含めて。日本は百キロ以上で走れるところのものはもう本当にわずかしかないです。百四十キロ走るようによつて走っているのはだれもいませんよ。随分立つてますよ。

だから、百四十キロ、百六十キロ出るという車を作つて、百キロ走らないというのは警察なんです。それから、何キロごとに何キロというの全部警察なんです。これが私は、日本の車もそうです、田名部議員もすばらしい車をお持ちでしようけれども、百四十キロ、二百四十キロまであるの反、時々やつているでしょうけれども、ほとんどないですね。私の車、二百四十キロまでの車かな。けれども、少なくとも、これドイツですか、それだけ走れるようになつていてるんですけども、道路 자체がそれだけ走れるような道路を造りながら走らさないというのは、私は、警察なんです。

ですから、私は少なくとも、今おっしゃったように、制限が多過ぎるし、少なくとも国民をばかりにした話なんですよ。国民の認識が悪くてマナーを守らないから制限するという、私は日本の国民侮辱されていると思ってますよ。逆に言えば。

そういう意味で、ドイツは制限もない、そしてスピードリミットも決めない。それは国民信頼しているからなんです。ドライバーを持つか、免許証を持つ限りは、そのくらいのマナーは当たり前だという認識に立つて私は交通ルールを守るといふべきであります。それは全国だってやってみたら出

ているからです。青森県だって、四十年代、五十年代が毎日一人自殺していますよ。これは全国だってやってみたら出

ていると思う。残された子供はどうなるかと僕は言つてます。みんなローンで車買つて、ローンで家建てて、リストラ掛けられて失業して、どこへ金を借りに行くかというと簡単に貸すところに行く。それに責められて、毎日一人です

よ。

そういうことを考えたら、やっぱり次の世代の子供や孫や、いつも言うでしょう、僕は。そういう気になんがなつてくれないと、皆さんだって子供いるでしょう、みんな。子供のためだと思つてやつたら、だらしないのに金使う気になりませんよと私は思う。今やることは何かといつも基本がぶらぶらしているからこなうことになる

で、そしてどういうふうにすればうまくいくかと

いふことをもっと真剣に考えて、とにかく一にも二にも国民に負担求めない、それが僕は改革だと思います。そのことにもう全省挙げて徹底的に思つてます。

そして、今、大変道路公団の話が毎日、新聞に委員会の模様等々が言われておりますので、皆さんは、道路公団のことあるのは四公団統合のことが世間に一番報道されておりますけれども、私は、道路公団一つ取つてみても、この委員会でも私は随時数字を出してまいりました。それは、先ほど局長が言いましたように、子会社、関連会社を含めて八十四社あるという話でございますけれども、私はもつとも道路公団の体質自体も変わらなければならぬないと。

いつも言いますように、少なくとも維持管理会社というものの、例えば保全だとかあるいは補修だとか、料金の収受業務でありますとか、あるいは維持管理という四つの維持業務関連のもの自体取つてみても、少なくともこれは百六十三社あるわけですね。そして、そこへ天下りしているのが四十六社ある。そのように、先ほども局長が一社の余剰金が大体十四億という話をしましたけれども、民間で余剰金なんというのは大体四千から五千億です。それが十四億台もあるなんという、そして親会社は赤字で、こういう子会社、関連会社は黒字だということなんだと。

これ、民営化民営化と言つていますけれども、

道路公団民営化して、この関連会社、子会社、関連会社が全部黒字ですから、全部と言つてもいいです。九〇%以上黒字です。じゃ民間だつたらそ

れが、株がなかつたら、その民間会社は今度道路

かと。何の今までの余剰金を取り上げる手もない

ことになつたら、私はそんない話ないと

思つてます。天下りして、みんなで余剰金を分配して、はい、さようなら。これは通常時間で

言つ食い逃げということなんです。

これでは私は、道路公団の、私は、眞に国民の

皆さん方の言われるような、ただ民営化したら

うに事故が起こらないようにという、それだけのためにあらゆる規制をしているというのはうちだけではないで、そういう意味では、安全を図るということに対するはそれだけ日本の場合は国民に丁寧だと言えば丁寧だと言わざるを得ません。

○田名部議員 公團の問題、会計検査院がこの前何か発表しましたけれども、やっぱり株の保有し合っている、これが競争原理が働かないんだと

いうこと、何がありましたがね。

いずれにしても、実態をもう少し明らかにし

ます。そういうことに対するはそれだけ日本の場合は国民に丁寧だと言えば丁寧だと言わざるを得ません。

○田名部議員 公團の問題、会計検査院がこの前何か発表しましたけれども、やっぱり株の保有し合っている、これが競争原理が働かないんだと

いうこと、何がありましたがね。

いずれにしても、実態をもう少し明らかにし

いということではなくて、今までの関連会社、子会社というのがどうなるかということを私はしていかなきゃいけない。

高速道路、道路公団だけでも料金収受のあのもぎりというのをやっていますね。あれ、少なくとも全国で私だけあるんですかと調べたら、このもぎりだけでも全国二十五社あるんです。もぎりの人たちの二十五社に幾らお金払っているんで八百七十五億払っている。こんなことE.T.C.にすればいいと言っているのもそういうことで、私は今、田名部議員がおっしゃったように、基本的な行政の計画というものがもつと二十一世紀型にならなければならぬといふ教訓だと思いますので、今回の改革に対して是非皆さん方の強い視線、叱咤激励も含めて見ていただきたいとお願い申し上げます。

○田名部匡省君 終わります。

○渕上貞雄君 社民党的渕上です。

午前中から工作船の視察に行きましたことについて同僚議員からの質問やお話をございました。ほぼ私も認識同じくするところでございまして、また大臣からもその状況、対策、予算等についても御説明がありました。国のお安全にかかることでありますから、どうかひとつ十分これから先も頑張っていただきたいんです。

そこで、お願いです。まずはけれども、一つは、やはり阪神・淡路の大震災、それから四国の宇和島の生徒のこと、それから大阪で起きました小学生殺人事件の問題にかかる問題。今、社会的な問題になっておりますように、海上保安庁の乗員の方々、保安官の方々も、いわゆるああいう負傷された方が三名、ほかに乗組員の方がおられます。恐らく負傷をされた方は、一日も早く回復を願うところでありますけれども、なお乗員の方々の問題としての健康管理の、その後の、事件

後の健康管理の問題について、今言われております。S.P.T.S.D.問題、それからA.S.D.の問題等について、今後海上保安庁としても十分な対策を取られて、遺漏なきをひとつ、万全の体制を取られるよう、まずは御要望を申し上げておきたいと思いまして、どうかよろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

そこで、質問に入りますけれども、まず総務省の方に御質問をさせていただきます。

○政府参考人(芳山達郎君) 地方自治法施行令の第一百六十七條の十について、地方自治法施行令の一部が本年の三月に改正されました。その中の第百六十七條の十に改正について御説明を願いたいし、また条文中にある最低制限価格制度はどのようなものかを御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(芳山達郎君) お答えいたします。地方団体の支出の原因となる契約でございますけれども、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が落札者となるというのが原則でございますが、今、先生御指摘の自治法施行令百六十七の十でございますけれども、契約の適正な履行の確保またダンピング防止の観点から、いわゆる低入札価格調査制度、また最低制限価格調査制度というのを設けております。

低入札価格調査制度でございますけれども、工事又は製造その他についての請負契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるというような場合等々でございまして、その場合は最低価格の入札者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とする制度でございます。

また、最低制限価格の制度でございますけれども、工事又は製造その他についての請負契約について、特に必要がある場合にあらかじめ最低制限価格を設けまして、それでもって予定価格の制限の範囲内で最低制限以上の価格でもって申込みをした者を落札者とする制度でございま

す。

十四年三月、今年の三月の改正内容でございますが、従来はこの制度についての導入が工事又は製造の請負契約についてのみしておきましたけれども、昨今の地方団体における請負契約が多種多様になってきておるということをございまして、工事又は製造の請負からその他の契約も含めると

いうことにしまして、例えばコンピューターソフトウェアの構築でありますとか清掃業務でありますとか、建築等の設計業務などを含めて、すべての請負契約へ拡大をいたしました。この旨、平成十四年三月二十五日付けで各都道府県知事あてに総務省の局長通知として発出をしております。

したがいまして、この制度の活用によりまして、契約の適正な履行の確保ないしはダンピング防止に効果がある相當な効果があるものと考えておるところでございます。

○渕上貞雄君 同じく総務省に質問をいたしますが、I.L.O.の九十四号条約の趣旨の徹底について御質問をいたします。

I.L.O.九十四号条約では、国、自治体といつた公の機関が民間会社に公共サービスを委託したり公共事業を請け負わせたりするに当たって、その地域の平均的な労働条件を切り下げるような契約をしてはならないと定められております。残念ながら、我が国はこの条約を批准をしておりません。総務省の所管ではありませんが、このような精神をやはりしっかりと受け止めていただいて、各自治体に対してその趣旨を徹底していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいまI.L.O.第十四号条約でございますけれども、公契約における労働条件に関する条約ということでございまして、今御指摘先生ありましたように、公契約に基づく使用される労働者の労働条件を当該地方の関係ある職業、産業における同種の労働者の労働条件に劣らないものとすべきであるという具合な規

定でございます。

この条約の批准はまだされておらないというようことで、我々、これ労働行政としての問題と理解しておりますので、当省としてこれについてお答えすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○渕上貞雄君 総務省の方、どうもありがとうございます。あと質問ありませんから、どうぞ引き取り願って結構でございます。ありがとうございました。

さて、そこで、国土交通省にお伺いいたしますが、バスの入札、落札についてあります。最近の入札の結果を聞きますと、公認の運賃とほぼ遠い運賃で落札をするケースや、地域の生活線維持にかかる乗り合い事業も貸切りバスの運営実績を有しない事業者までもが入札に参加をし、結果的には安ければよいという破格の入札の例も最近出てきております。

国土交通省はこのようないい入札、落札の実態をどのようにとらえられておるのか、御説明いただきたい。

○政府参考人(丸山博君) 市町村等によりますバスの事業者の選定について、入札についてのお尋ねがございました。

地方自治体がバス路線が廃止された後のコミュニティバスをどうやって運行するかということを考えます場合に、その運行を委託いたしますバス事業者を入札により選定している事例があることは承知いたしております。

入札がいいのか悪いのかと、是非についていろいろな議論のあるところではあると思いますけれども、応札する事業者が所定の認可等を受けているということです。私は考えております。

入札がいいのか悪いのかと、是非についていろいろな議論のあるところではあると思いますけれども、応札する事業者が所定の認可等を受けているということです。私は考えております。

かというものは地方公共団体と民間会社の商行為の範疇でございますので、そこは私どもは見守るという形にさせていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、その結果、安全運行に支障が出るというようなことがないよう監視をしていきたいというふうに思っております。

○渕上貞雄君 次に、判断基準の明確化についてお伺いをいたしますが、今後ますます自治体運営のバス運行の入札等が増えてまいりと 思います。単に安い金額というだけではなくて、社会的価値が加味されるような入札等を考えるべきだと私は思います。そのためには、バス運行対策費補助交付要綱の七条三項にもありますように、判断の基準となる一定の要件を国土交通省として明確にして、判断基準をしっかりと透明にするべきだと考えますが、見解はいかがでございましょうか。

ば操舵室のところのガラスがああいうような状況だったというようなこと。とりわけ国土交通省は、陸海空にかかる安全の問題であります、とりわけ人命にかかる問題。しかし、そこで働いている人たちの安全もやっぱり確保することを考えないと、悪いやつだけ捕まえることだけに主力を置くんじゃなくて、やはり安全問題を考えなきゃならない。

例えば、陸上において、高速道路において、恥ずかしいことでありますけれども、大型バスを運転する人たちが酔っ払い運転をするようなことというのは、一体行政としてどういう監視しているかというのを世の中問われると思うんでありますよ。

ですから、どういう、安全にかかる、私はいつも安全問題について大臣に最後に質問しているわけですけれども、今回改めて、例えばタクシーであれば安い運賃で一体乗客の輸送安全が守れるかどうかなんということを考えると、ちょっと空恐ろしくなってくるわけでありますけれども、再度、積極的な大臣の取組の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) いつも測定委員が運転する側の身の安全、また工作船に対しての海上保安庁の働く皆さん方の生命の安全、当然私は一番大事なことであるし、それがなければ国民の安心、安全を確保できない、命を預けるわけですから。そういう意味では、タクシーにしろ、バスにしろ、私は一番個人で運転して事故起こすといふのは、それは個人の不注意ということもありますけれども、人の命を預かるわけですから、私はそういう意味では、最近行われて幾つか事例が出来ました。営業バスの運転手の飲酒運転、これは許せないんですね。営業バスですから何十人乗るんですね。事例の名前、言いたくないですかね。でも、少なくとも今年の七月以降、JRの東海バス、それから神戸市の交通局、そして千葉観光と、三度にわたってこの飲酒運転による、酒気帯び運転による事故というのが発生したんですね。

私はそのときに、私はプロたる運転手というものは、朝、朝礼するだけで、飲んだか飲まないか

いたいと思っています。

○測定委員長(藤井俊男君) 終わります。

○委員長(藤井俊男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

飲んでいいかなんて素人みたいな検査するのは、それは失礼ですよ。朝、朝礼して、みんなの顔色見れば分かるじゃない。もっと職業的な意識を持って、こんな々々、一人ずつこんなものを見せて、あんた酔っている、酔っていない、それは失礼だと。そんなプロ意識のない人に運転してもらつたら私は残念だと言つたんです。

だから、そこまでするなと言つたら、その後で事故が起きたんです。やっぱり私が、職業の意識を持った責任感のある人が少なくなったのかなと思つて、私はプロであること尊重しようと

私が言つて、私はプロであることを尊重しようと

○委員長(藤井俊男君) 次に、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といいます。

○委員長(藤井俊男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

政府から趣旨説明を聴取いたします。扇国土交通大臣。

ただいま議題となりました建物の区分所有等の建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

マンションに関しては、近年、建築後相当の年数が経過して建て替えが必要とする建物が増加しており、その建て替えを円滑に進めるため、さきの国会におきましてマンションの建替えの円滑化等に関する法律が制定されましたけれども、現行の建物の区分所有等に関する法律については、建て替え決議の要件が不明確なために区分所有者間の紛争が避けられないことや、適正な管理を行なう上で十分に対応できないことが指摘されております。

この法律案は、以上を踏まえて、建て替えの実施の円滑化と管理の充実等を図るために、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正するものでございます。

この法案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長(藤井俊男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、建て替え決議の要件等を合理化し、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数決を得るのみで建て替えが実施できるものとしております。また、建て替え前後の新旧建物で敷地の範囲及び主たる使用目的を同一のものとする要件を

緩和、撤廃するものとしております。

第二に、敷地を共有する団地内の建物の建て替えに關して、一棟の建物の建て替え決議に加えて

団地管理組合の四分の三以上の承認を得て当該一棟の建物の建て替えを実施できるものとする建て替え承認決議の制度と、各棟ごとの区分所有者の三分の二以上が賛成する場合に団地内全部の建物の一括建て替えを実施できるものとする一括建て替え決議の制度と、しておられます。

第三に、共用部分の変更に関する決議要件の緩和等管理の適正化を図る措置を講ずるものとしております。

第四に、マンション建て替え事業の施行の一層の円滑化を図るため、組合による隣接地を含めたマンション建て替え事業の施行を可能とするほか、団地内のマンション建て替え事業について、一括建て替え決議が成立した場合の組合の設立、建て替え承認決議が行われた場合の権利交換計画の決定手続等につき必要な規定の整備を行うものとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法案が速やかに成立いたしましたよう、御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長(藤井俊男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一

私はそのときに、私はプロたる運転手というものは、朝、朝礼するだけで、飲んだか飲まないか検査すると、こう言つてきたんです、最初。ですから私は、プロの運転手たるものに飲んでいるか見えてないかなんて素人みたいな検査するのは、それは失礼ですよ。朝、朝礼して、みんなの顔色見れば分かるじゃない。もっと職業的な意識を持つて、こんな々々、一人ずつこんなものを見せて、あんた酔っている、酔っていない、それは失礼だと。そんなプロ意識のない人に運転してもらつたら私は残念だと言つたんです。

だから、そこまでするなと言つたら、その後で事故が起きたんです。やっぱり私が、職業の意識を持つた責任感のある人が少なくなったのかなと思つて、これは失礼ですよ、朝礼して、みんなの顔見ただけでそれは信用しないよと言つたのが甘かつたなと反省しながら、再度、これはもう人身にかかることだから検査せざるを得ないといふことで、朝礼をして、この事故を起こしたところは特別検査が入りました。そして、私は厳しい行政処分を行なつたんですけれども、再発防止のためには万やむを得ず、やっぱり朝点検して、確實な対面点呼の実施等々の緊急対策、そしてすべての事業者に飲酒運転防止対策の再点検を実施させると言わざるを得なくなつたんです。

ですから、そのことに対する私は残念ですけれども、十月に日本バス協会に対しまして、勤務開始前八時間は飲酒禁止をする旨の抜本的な飲酒防止運転対策というマニュアルを作りました。そして、それを策定させて実行さすという手立てを取らざるを得なかつたぐらい、私は、プロとしての運転手の皆さんを信用している、その信用を裏切られたんではどうにもなりませんので、私は一度日本バス協会等々にこのことを申し渡しました。第一次に、建て替え決議の要件等を合理化し、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数決を得るのみで建て替えが実施できるものとしております。また、建て替え前後の新旧建物で敷地の範囲及び主たる使用目的を同一のものとする要件を

一、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案
一、独立行政法人国際観光振興機構法案
一、日本下水道事業団法の一部を改正する法律
一、日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案
一、東京地下鉄株式会社法案
一、独立行政法人自動車事故対策機構法案
一、公用用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案
(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)
建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第一条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十八条」を「第七十条」に、「第六十九条・第七十条」を「第七十一条・第七十二条」に改める。

第十七条第一項中「改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないもの」を「その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」に改める。
第二十六条第一項中「附属施設」の下に「(次項及び第四十七条第六項において「公用部分等」という。)」を加え、同条第二項中「保険金額」の下に「並びに公用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金」を加える。
又は電磁的記録により「書面」を「記録」に改め、同条第二項中「議長及び集会に出席した区分所有者の二人がこれに署名押印しなければ」を「又は記録しない」として、これに署名押印しなければ」を「又は記録しない」とする。
第三十五条第五項中「又は第六十八条第一項を「第六十八条第一項又は第六十九条第七項」に改める。
第三十九条に次の二項を加える。

3 区分所有者は、規約又は集会の決議により、前項の規定による書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)によつて議決権を行使することができる。
第四十五条に第一項として次の二項を加える。
この法律又は規約により集会において決議をすべき場合において、区分所有者全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る区分所有者の承諾については、法務省令で定めるところによらなければならない。
第四十二条第一項中「議長は」の下に「書面
第五十四条に次の二項を加える。

る。以下この条において「決議賛成者」という。」に、「決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む。)を「決議賛成者の全部又は一部」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その請求を受けた決議賛成者は、その請求の日から二月以内に、他の決議賛成者の全部又は一部に対し、決議賛成者以外の区分所有者を除いて算定した第十一

10 第五項の集会を招集した者(買取指定者の  
指定がされているときは、当該買取指定者  
は、決議賛成者以外の区分所有者に対し、四  
月以上の期間を定めて、第七項前段に規定す  
る請求をするか否かを確答すべき旨を書面で  
催告することができる。

11 前項に規定する催告を受けた区分所有者は、  
前項の規定により定められた期間を経過  
したときは、第七項前段に規定する請求をす  
ることができない。

第六十一条第一項中「老朽、損傷」一部の減

に規定する債務について履行の請求を受けた決議賛成者を加え、同項を同条第十三項として、同条第八項中「又は次条第一項を」「次条第一項又は第七十条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項の次に次の四項を加え

第五項の決議の日から二週間以内に、決議賛成者がその全員の合意により建物及びその敷地に関する権利を賣い取ることができる者を指定し、かつ、その指定された者(以下の条において「買取指定者」という。)がその旨を決議賛成者以外の区分所有者に対して書面で通知したときは、その通知を受けた区分所有者は、買取指定者に対してのみ、前項前段に規定する請求をなすことができる。

9  
は規定する請求することができる。  
買取指定者が第七項前段に規定する請求に基づく売買の代金に係る債務の全部又は一部の弁済をしないときは、決議賛成者(買取指定者となつたものを除く。以下この項及び第十三項において同じ)は、連帯してその債務の全部又は一部の弁済の責めに任ずる。ただし、決議賛成者が買取指定者に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したとき

10 第五項の集会を招集した者(買取指定者の  
指定がされているときは、当該買取指定者は  
は、決議賛成者以外の区分所有者に対し、四  
月以上の期間を定めて、第七項前段に規定す  
る請求をするか否かを確答すべき旨を書面で  
催告することができる。

11 前項に規定する催告を受けた区分所有者  
は、前項の規定により定められた期間を経過す  
したときは、第七項前段に規定する請求をす  
ることのできない。

第六十一条第一項中「老朽、損傷、一部の減  
失その他の事由により、建物の価額その他の事  
情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回  
復するのに過分の費用を要するに至つたとき  
は、集会において」を「集会においては」に、「建  
物の敷地を当該建物の敷地若しくはその一部  
の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部  
を含む土地」に改め、「主たる使用目的を同一」と  
するを削り、同条第二項第一号中「以下」の下  
に「この項において」を加え、同条第四項中「議  
事録に」の下に「ついて」を加え、同項を同条第  
八項とし、同条第三項の次に次の四項を加え  
る。

4 第一項に規定する決議事項を会議の目的と  
する集会を招集するときは、第三十五条第一  
項の通知は、同項の規定にかかるわらず、当該  
集会の会日より少なくとも二ヶ月前に発しなけ  
ればならない。ただし、この期間は、規約で  
伸長することができる。

5 前項に規定する場合において、第三十五条  
第一項の通知をするときは、同条第五項に規定す  
る当該建物の効用の維持又は回復(建物が  
通常有すべき効用の確保を含む。)をするの  
に要する費用の額及びその内訳

三 建物の修繕に関する計画が定められていくときは、当該計画の内容

四 建物につき修繕積立金として積み立てら

6 れでいる金額  
第四項の集会を招集した者は、当該集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対する説明を行うための説明会を開催しなければならない。

第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、第三十五条第一項ただし書中「伸縮する」とあるのは、「伸長する」と読み替えるものとする。

改め、「前条の場合に」の下に「ついて」を、「掲げる物」との下に「第三十条第二項中「専有部

(同地内の建物の建替え承認決議)

**第六十九条** 一団地内にある数棟の建物(以下この条及び次条において「団地内建物」という。)の全部又は一部が専有部分のある建物で

しくは土地等(土地等)に関する権利を含む。)又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設(これらに関する権利を含む)若しくは同項第一号に掲げる建物の共用部分」とを、「団地内」との下に、「第三十五五条第五項中「第六十一一条第五項、第六十一一条第一項、第六十八一条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「第六十九条第一項又は第七十条第一項」とを加える。  
第七十条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第七十二条とする。

第六十九条中「一」にを「いずれかに」に、「十  
万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第四  
十二条第三項及び第四十五条第一項」を「第四十  
二条第五項及び第四十五条第四項」に、「第四十  
七条第九項」を「第四十七条第十一項」に、「第四  
十五条第一項」を「第四十五条第四项」に改め、

「書面」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、同  
条第二号中「第四十二条第三項及び第四十五条第  
二項」を「第四十二条第五項及び第四十五条第

四項)に改め、一書類の下に「又は電磁的記録により表示したもの」を加え、同条第三号中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「記載すべきを記載し、若しくは記録すべきに改め、「記載せず」の下に「若しくは記録せず」を、同条第四号中「第四十七条第九項」を「第四十七条第十二項」に改め、同条第六号中「第四十七条第七項」を「第四十七条第十項」に改め、「記載の下に「若しくは記録」を加え、同条を第七十一条とする。

第二章中第六十八条の次に次の二条を加える。

(団地内の建物の建替え承認決議)

第六十九条 団地内にある数棟の建物(以下この条及び次条において「団地内建物」という。)の全部又は一部が専有部分のある建物であり、かつ、その団地内の特定の建物(以下の条において「特定建物」という。)の所在する土地(これに関する権利を含む。)が当該団地内建物の第六十五条に規定する団地建物所有者(以下この条において単に「団地建物所有者」という。)の共有に属する場合においては、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当する場合であつて当該土地(これに関する権利を含む。)の共所有者である当該団地内建物の団地建物所有者で構成される同条に規定する団体又は団地管理組合法人の集会において議決権の四分の三以上の多数による承認の決議(以下「建替え承認決議」という。)を得たときは、当該特定建物の団地建物所有者は、当該特定建物を取り壊し、かつ、当該土地又はこれと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地(当該団地内建物の団地建物所有者の共有に属する

ものに限る。)に新たに建物を建築することができる。

一 当該特定建物が専有部分のある建物である場合 その建替え決議又はその区分所有者の全員の同意があること。

二 当該特定建物が専有部分のある建物以外の建物である場合 その所有者の同意があること。

前項の集会における各團地建物所有者の議決権は、第六十六條において準用する第三十九条の規定にかかわらず、第六十六條において準用する第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であつても、該特定建物の所在する土地(これに関する権利を含む。)の持分の割合によるものとする。

第一項各号に定める要件に該当する場合に

における当該特定建物の団地建物所有者は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権の行使をしたものとみなす。ただし、同項第一号に規定する場合において、当該特定建物の区分所有者が団地内建物のうち当該特定建物以外の建物の敷地利用権に基づいて有する議決権の行使については、この限りでない。

第一項の集会を招集するときは、第六十六條において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会場の選定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要(当該建物の当該団地内における位置を含む。)を示して発しなければならない。ただし、この期間は、第六十六条において準用する第三十条第一項の規約で伸長することができる。

第一項の場合において、建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物(以下この項において「当該他の建物」という。)の建替えに特別の影響を及ぼすべきときは、各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号

に定める者が当該建替え承認決議に賛成しているときに限り、当該特定建物の建替えをす

一 当該他の建物が専有部分のある建物である場合 第一項の集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者当該他の建物が専有部分のある建物以外

の建物である場合 第一項の場合において、当該特定建物が二以上あるときは、当該二以上の特定建物の団地建物所有者は、各特定建物の団地建物所有者の合意により、当該二以上の特定建物の建替えについて一括して建替え承認決議に付することができる。

部分のある建物であるときは、当該特定建物の建替えを会議の目的とする第六十二条第一項の集会において、当該特定建物の区分所有者及び決議権の各五分の四以上の多数で、当該二以上の特定建物の建替えについて一括して建替え承認決議に付する旨の決議をすることができる。この場合において、その決議があつたときは、当該特定建物の団地建物所有

(団地内の建物の一括建替え決意があつたものとみなす。)  
者(区分所有者に限る。)の前項

議

**第七十条** 団地内建物の全部が専有部分のある建物であり、かつ、当該団地内建物の敷地

(団地内建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により団地内建物の敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。(以下この項及び次項において同じ。)が当該団地内建物の区分所有者の共有に属する場合において、当該団地内建物について第六十八条第一項(第一号を除く。)の規定により第六十六条において準用する第三十条第一項の規約が定められているときは、第六十二条第一項の規定にかかわらず、当該団地内建物の敷地の共

有者である当該団地内建物の区分所有者で構成される第六十五条に規定する団体又は団地

管理組合法人の集会において、当該団地内建物の区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物につき一括して、その全部を取り壊し、かつ、当該団地内建物の敷地(これに関する権利を除く。以下この項において同じ。)若しくはその一部の土地又

は、該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地(第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という)に新たに建物を建築する旨の決議(以下この条において「括建替え決議」という。)をすることができる。ただし、当該集会において、当該各団地内建物ごとに、それぞれその区分所有者の三分の一以上の者であつて第三十八条に規定す

2 る議決権の合計の三分の一以上の議決権を有するものがその一括建替え決議に賛成した場合でなければならない。

前条第一項の規定は、前項本文の各区区分所有者の議決権について準用する。この場合において、前条第二項中「当該特定建物の所在する土地（これに関する権利を含む。）」とあるのは、「当該団地内建物の敷地」と読み替える

ものとする。

六  
け

# 一 再建団地内敷地の 一体的な利用について の計画の概要

一 新たに建築する建物(以下この項において「再建団地内建物」という)の設計の概要  
三 団地内建物の全部の取壟し及び再建団地内建物の建築に要する費用の概算額

四 前号に規定する費用の分担に関する事項

五 再建団地内建物の区分所有権の帰属に関する事項

六 第六十二条第三項から第八項まで、第六十三条及び第六十四条の規定は、団地内建物の一括建替え決議について準用する。この場合

において、第六十二条第三項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「第七十条第三項第四

号及び第五号」と、同条第四項中「第一項に規定する」とあるのは「第七十条第一項に規定する」と、「第三十五条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する第三十五条第一項」と、「規約」とあるのは「第六十六条において準用する第三十条第一項の規約」と、同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは「第六十六条

第十九回 第二十回 第二十五回 第二十一回  
十八条において準用する第三十五条第一項と、同条第七項中「第三十五条第一項から第六项まで及び第三十六条」とあるのは第六十六条において準用する第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条と、「第三十五条第一項ただし書」とあるのは「第六十六条において準用する第三十五条第一項ただし書」とあるのは、同条第八項中「前条第六項」とあるのによ

〔第六十一条第八項〕と読み替えるものとする。  
（マンションの建替えの円滑化等に関する法律  
の一部改正）  
一条 マンションの建替えの円滑化等に関する  
法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次の  
ようくに改正する。  
第一条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に

2 次の一項を加える。

三

う。)の内容により、区分所有法第六十九条第一項に規定する団地内建物(その全部又は一

再建団地内敷地に同条第三項第二号に規定する  
再建団地内建物(その全部又は一部がマン  
ションであるものに限る。以下「团  
地内建物」という。)の全部を除却するととも  
に、区分所有法第七十条第一項に規定する再  
建団地内敷地に同条第三項第二号に規定する  
再建団地内建物(その全部又は一部がマン  
ションであるものに限る。以下この項におい  
て「再建団地内建物」という。)を新たに建築す  
る場合には、現に存する団地内建物(マン  
ションを除く。)及び新たに建築された再建団  
地内建物(マンションを除く。)については、





号」を「第二条第一項第四号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改める。

第六十五条第一項第六号中「第一条第四号」を「第二条第一項第四号」に、「同条第七号」を「同项第七号」に、「同条第十二号」を「同項第十三号」に改める。

第六十五条の四第一項第一十二号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第七十五条中「第一条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第四号」を「第二条第一項第八号」に、「同条第六号」を「同条第八号」を「同条第十三号」を「同項第十三号」に、「第四十五条第一項」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第六号」を「同条第八号」に、「同条第十三号」を「同項第十三号」に改める。

第六十五条の四第一項第一十二号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第七十五条中「第一条第五号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第七十五条中「第二条第一項第一項」を「第二条第一項第八号」に、「同条第六号」を「同条第八号」に、「同条第十三号」を「同項第十三号」に改める。

第六十五条の四第一項第一十二号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ」と、区分所有法第四十五条第一項から第三項までに改める。

第三条第一項中に「主たる使用目的を同一とする」を「若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に」に改め、同条第四項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第五条中第六十二条第八項を「第六十二条第十二項」に改める。

第六十二条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「又は第二項」を「から第四項までに、記載すべき」を「記載せしめ」の下に、「若しくは記録せしめ」を、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置

第六十二条中「二十万円」に改め、同条第二号中「記載すべき」を「記載せしめ」の下に、「若しくは記録せしめ」を、「虚偽の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第五条中第六十二条第八項を「第六十二条第十二項」に改める。

第一条 この法律は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第四 主要幹線鉄道 大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。)と地方の中核都市とを連絡する中距離の旅客輸送の需要に応ずる鉄道のうち新幹線鉄道と直接又は間接に接続することにより大都市圏と地方の中核都市間ににおける最も適切な輸送経路を形成し、又は形成することとなるもの及び主として長距離の貨物輸送の需要に応ずる鉄道をいう。

第五 都市鉄道 大都市圏その他政令で定める大都市(その周辺の地域を含む。)における旅客輸送の需要に応ずる鉄道(軌道を含む。)をいう。

第六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十九号)第二条第一項又は第二十一条第一項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者

ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し(期間賃船を含む。)をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの

ハ 内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第二条第一項の規定による内航運送業の許可を受けた者

二 鉄道事業 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十一号)による鉄道事業及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業をい

二 鉄道事業者 鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者をいう。

三 新幹線鉄道 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)による新幹線鉄道をいう。

四 主要幹線鉄道 大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。)と地方の中核都市とを連絡する中距離の旅客輸送の需要に応ずる鉄道のうち新幹線鉄道と直接又は間接に接続することにより大都市圏と地方の中核都市間ににおける最も適切な輸送経路を形成し、又は形成することとなるもの及び主として長距離の貨物輸送の需要に応ずる鉄道をいう。

五 都市鉄道 大都市圏その他政令で定める大都市(その周辺の地域を含む。)における旅客輸送の需要に応ずる鉄道(軌道を含む。)をいう。

六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十九号)第二条第一項又は第二十一条第一項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者

ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し(期間賃船を含む。)をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの

ハ 内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第二条第一項の規定による内航運送業の許可を受けた者

二 内航海運業者 内航船舶貸渡業の許可を受けた者

三 高度船舶技術 船舶、船舶用機関及び船舶用品(以下「船舶等」という。)の製造及び修繕に関する技術であつて、それらの性能又は品質の著しい向上に資するものその他の造船に

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案  
八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法  
九 第一章 総則(第一条—第六条)  
十 第二章 役員及び職員(第七条—第十二条)

関する事業における技術の高度化に相当程度寄与するものをいう。

八 運輸技術 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設の機能の向上その他の陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化に資する技術のうち国土交通省の所掌に係るものであって、その水準の著しい向上により、陸上運送、海上運送及び航空運送の利用者の利便の増進、これらの運送の安全の確保その他国民生活の向上に相当程度寄与するものをいう。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに同条第六項の規定により日本政策投資銀行から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十六条第一項の信託基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3

通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないとときは監事とする。

4

前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 本州四国連絡橋公団の役員又は職員(非常勤の者を除く)。

二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十二条第一項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれららの者が法人であるときは、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はかかる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

四 前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

五 國土交通省令で定める規格を有する鉄道(新幹線鉄道を除く)又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良(以下「大改良」という)を行つこ

む。

五 運輸事業を営む者であつて第十二条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

六 第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。

八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。

九 民間に於いて行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金(以下この項において「試験研究資金」という)に充てるための助成金を交付すること。

十 金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十一 試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

十二 政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。

十三 高度船舶技術に関する情報収集し、整理し、及び提供すること。

十四 高度船舶技術に関する調査を行ふこと。

十五 運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

十六 前各号の業務に附帯する業務を行ふこと。

一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設(軌道施設を含む)の建設又は改良に関する

事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算

ど。

六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。

で定める国の補助金等(補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

二 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)第八条第七項又は踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第七条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これが財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設(軌道施設を含む。)の建設又は改良(これらに関する調査を含む。)に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対する、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国(補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること)。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

三 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行ふことができる。

一 第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適當であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴つて機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。  
(鉄道施設の貸付け等)

第十三条 機構は、前条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道施設又は軌道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、国土交通大臣

の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の規定による貸付け及び譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

三 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項の規定は、適用しない。

四 第十四条 機構は、国土交通大臣の認可を受け、第十二条第一項第十一号に掲げる業務(債務の委託)

2 機構は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行ふことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第二十五条第一項及び第三十一条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員みなす。

(試験研究実施者等の納付金)

第五条 機構は、通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書(以下「業務方法書」という。)で定めるところにより、第十二条第一項第九号に掲げる業務に要する費用に充てる資金として國から交付を受けた補助金等について、同項第五号に掲げる業務に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を(遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定(以下「建設勘定」という。)に繰り入れるものとする。

三 機構は、第一項の規定にかかるわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号。以下「譲渡法」という。)第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権(第二十三条において「特定債権」という。)に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額(次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。)については、助成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、次に掲げる事業に要する費用(第一号に掲げる事業については、当該事業に係る借入に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払等)と

ころにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

二 第十二条第一項第五号に掲げる業務に関する事業(附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十号。以下「旧事業団法」という。)第二十条第一項第三号の規定による貸付けに係るものに限る。)

三 第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

二 第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十二条第一項第九号から第十四号までの業務及びこれらに附帯する業務

支払に要する費用を含む。)の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。

二 第十二条第一項第五号に掲げる業務に関する事業(附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十号。以下「旧事業団法」という。)第二十条第一項第三号の規定による貸付けに係るものに限る。)

三 第十二条第一項第一号から第六号までの業務(附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十号。以下「旧事業団法」という。)第二十条第一項第三号の規定による貸付けに係るものに限る。)

四 前項及び第六項の規定による繰入れ(附則第三条第十一項後段の規定によるものを含む。)、附則第十二条第一項第四号の規定による貸付金(旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十二条第一項第三号の規定による廃止前の鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。)第十二条第一項第三号の規定による貸付金を含む。)の償還又は旧事業団法第二十条第六項の規定に基づく寄託金(旧基金法第二十条第六項の規定に基づく寄託金を含む。)の返還があったときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。)の確実かつ円滑な実施

に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号)に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十三項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

機構は、第一項の規定にかかるわらず、第三項第一号に掲げる事業(附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公团法(昭和三十九年法律第三号)以下「旧公团法」という。)第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)附則第十三条第一項の交付金、旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたものを含む。)について、政令で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理の特例等)  
第十八条 機構は、前条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に係る勘定において、通則法第一十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その

変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務(前条第三項及び附則第三条第十三項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てることができる。

2 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 國土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

6 第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、機構債券に関する各項に定めるものと同一の事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をことができる法律を除く。)について保証することができる。

6 第一項に規定する助成勘定の規定による繰り入れを含む。の財源に充てることができる。

2 機構は、助成勘定において、前項に規定する業務並びにこれに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

第一項第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

		(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)	
省各庁の長とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。		(報告及び検査)	
第二十五条 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告させ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。		第二十九条 機構の役員及び職員は、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。	
第二十六条 國土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。		第三十条 國家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。	
第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。		第三十一条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。	
(財務大臣との協議)		第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。	
第一十六条 國土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。		一 この法律の規定により國土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。	
第一十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ國土交通大臣、國土交通省及び國土交通省令とする。		二 第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。	
(施行期日)		附 則	
第二十八条 不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。		第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二十七条、次条、附則第三条及び第二十二条の規定は、同年七月一日から施行する。	
(日本鉄道建設公団の解散等)		第二条 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)(他の法令の準用)	
第二十九条 機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により、機構が公団の権利及び義務を承継する資産を除き、その時においてより国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。)を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に對し出资されたものとする。		7 第二十九条第一項に規定する勘定(次条において「新特例業務勘定」という。)に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。	
第三十条 機構の成立の際現に公団が有する旧公団法第2		(事業団の解散等)	
十九条に規定する業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。		第三条 事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その他の資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。	
第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。		4 公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。	
第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。		5 公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。	
第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。		6 第二十九条第一項に規定する勘定(以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」といいう。)第二十七条第一項に規定する勘定(以下この項及び次項において「旧債務等処理法」といいう。)第二十九条第一項に規定する勘定(以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」といいう。)のうち、第一項の規定による公団の解散の時ににおける公団の資本金に相当する金額(第一項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。)を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に對し出资されたものとする。	
第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。		7 第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。	
第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。		8 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	
第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。		9 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。	
第二十九条第一項に規定する勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額がある。		10 第二項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。	

ときは当該金額を控除した金額とする。並びに  
旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るもの(除く)から負債の金額(同号に掲げる業務に係るもの(除く))を差し引いた額は、政府及び日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合において、政府及び日本政策投資銀行からそれを機構に対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く)及び日本政策投資銀行からの出資額の割合に応じてあん分した金額とし、当該出資されたものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げた業務に係る勘定に係るものは、政府及び日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び

義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。この場合は、当該資産の価額に相当する金額を除く)及び日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、当該繰り返条件を勘案して政令で定める方法により、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとみなす。この場合において、機構は、当該繰入金を旧事業団法第二十条第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び

9

義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において積立金として整理される金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。この場合は、当該金額に相当する金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立

二号に掲げる業務に係る勘定に属する資産について第八項において準用する前条第八項の評価委員が評価した場合において、当該評価された資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を超えないときは、当該評価された資産の価額と当該勘定に属する負債の金額との差額及び第一項の規定による事業団の解散の時における当該勘定に属する資本金の額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く)の合計額に相当することとされた業務を確実かつ円滑に実施するため、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した公团に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を、旧事業団法附則第七条第五項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れるものとする。

10 第六項の規定により旧事業団法第二十八条第一項の規定により出資されたものとされた金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものと

10 第六項の規定により旧事業団法第二十八条第一項の規定により出資されたものとされた金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立

9

二号に掲げる業務に係る勘定に属する資産について第八項において準用する前条第八項の評価委員が評価した場合において、当該評価された資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を超えないときは、当該評価された資産の価額と当該勘定に属する負債の金額との差額及び第一項の規定による事業団の解散の時における当該勘定に属する資本金の額(第二項の規定により国

が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く)の合計額に相当する

金額の繰越欠損金が当該勘定において計上され

ることができる。この場合において、第六項

中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、前項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と読

むべきとするものとする。

11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び

義務を承継したときは、旧事業団法一部改正法

第十一条第二項に規定する業務(第十七条第三項及び第十三項に規定する繰入れを含む)の財

源に係る積立金又は第十八条第一項に規定する

積立金として整理するものとし、旧基金法第五

条第一項の規定に基づいて政府から基金に対し

出資された金額に相当する金額は、政府から機

構に対し出資されたものとする。

8 前条第八項及び第九項の規定は、前二項の資

産の価額について準用する。

12 13 第一項の規定により機構が事業団の権利及び

義務を承継したときは、旧事業団法一部改正法

附則第三条第五項の規定により政府及び日本政

策投資銀行以外の者から事業団に対し旧事業

団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額は、

政府及び日本政策投資銀行以外の者から機構に

對し第十六条第一項の信用資金に充てるべきものとして拠出されたものとする。

14 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

15 第四条 第十六条第一項の信用基金(前条第六項

の規定により日本政策投資銀行から出資があつたものとされた金額に係る部分に限る)の運用

によって生じた利子は、第十二条第一項第十号

及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附

帯する業務以外の業務に要する経費に充てるこ

とができるものとする。

16 第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三

十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又

は財務諸表を日本政策投資銀行に送付しなければならない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期

借入金又は債券に係る債務について政府がした

当該各号に掲げる保証契約は、その承継後にお

基金法第二十条第一項第三号の規定により基金から公团に対して貸し付けた資金を含む)のうち機構の成立の日までに償還されていないものの額に相当する金額は、機構の成立の時において助成勘定から建設勘定に繰り入れられたものとみなす。この場合において、機構は、当該繰入金を旧事業団法第二十条第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、後日、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

17 第二十九条の二の規定による保証契約

二 事業団の長期借入金 旧事業団法第三十一条の規定による保証契約

三 鉄道建設債券 旧事業団法第二十九条の二の規定による保証契約

四 鉄道整備基金債券 旧事業団法附則第八条の規定による保証契約

五 鉄道建設債券及び鐵道整備基金債券並びに運輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券

は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、それぞれ、同項の長期借入金については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

6 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項の長期借入金及び機構債券とみなす。

7 一 公团の長期借入金及び事業団の長期借入金並びに旧基金法附則第四条第五項に規定する日本国有鉄道の長期借入金、譲渡法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(以下この条及び附則第十二条において「保有機構」という)の長期借入金及び基金の長期借入金及び機構債券とみなす。

8 二 鉄道建設債券、運輸施設整備事業団債券及び鐵道整備基金債券

9 法律第九十三条(第三十一条第二項の規定は、附則第二条第一項の規定による公团の解散の際に現にその職員として在職する者(旧債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の日本国

有鉄道改革法等施行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第二条第一項の規定による日本国鉄道清算





旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五条第一項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

10 機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による當團への貸付金(旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。)の償還金に係る經理については、助成勘定において行うものとする。

(事業の認定)

第十二条 當團は、前条第一項第四号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標(以下この条において「中期目標」という。)において定める前条第一項第四号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとす

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなつたと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第四号に掲げる業務の対象とすることが適當でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 國土交通大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、その旨を機構に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

5 旧事業団法第二十二条第一項の規定による認定は、この法律の施行後も、なおその効力を有するものとする。

10 機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による當團への貸付金(旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。)の償還金に係る經理については、助成勘定において行うものとする。

(財務大臣との協議)

第十三条 國土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団法第二十二条第一項の規定による工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 前条第一項の規定による認定又は同条第二条第一項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

10 機構は、前項に規定するもののほか、外國船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十号)に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行ふことを目的とする。

2 機構は、前項に規定するものとされる。

3 機構は、前項に規定するものとされる。

10 機構は、前項に規定するものとされる。

2 機構は、前項に規定するものとされる。

3 機構は、前項に規定するものとされる。

4 機構は、前項に規定するものとされる。

5 旧事業団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置

10 機構は、前項に規定するものとされる。

2 機構は、前項に規定するものとされる。

3 機構は、前項に規定するものとされる。

4 機構は、前項に規定するものとされる。

5 旧事業団法及び運輸施設整備事業団法(日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置)

10 機構は、前項に規定するものとされる。

2 機構は、前項に規定するものとされる。

3 機構は、前項に規定するものとされる。

4 機構は、前項に規定するものとされる。

5 旧事業団法及び運輸施設整備事業団法(日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置)

10 機構は、前項に規定するものとされる。

2 機構は、前項に規定するものとされる。

3 機構は、前項に規定するものとされる。

4 機構は、前項に規定するものとされる。

5 旧事業団法及び運輸施設整備事業団法(日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置)

10 機構は、前項に規定するものとされる。

2 機構は、前項に規定するものとされる。

3 機構は、前項に規定するものとされる。

4 機構は、前項に規定するものとされる。

5 旧事業団法及び運輸施設整備事業団法(日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置)

10 機構は、前項に規定するものとされる。

2 機構は、前項に規定するものとされる。

3 機構は、前項に規定するものとされる。

4 機構は、前項に規定するものとされる。

5 旧事業団法及び運輸施設整備事業団法(日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置)

第九条中「については承継法人〔の下に「機構法附則第三条第一項の規定による解散前の」を加え、「公団が」を「機構法の施行日の前の前日までには公団が、機構法の施行の日以後は機構が」に改める。

第十条及び第十二条中「公団が」を「機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それぞれ」に改める。

第十二条(見出しを含む。)中「公団を「機構」に改める。

#### 第四章の章名を次のように改める。

##### 第四章 機構の業務に関する特例等

第十三条の見出し中「公団を「機構」に改め、同条第一項中「公団は」を「機構は」に、「日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号。以下「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項」を「機構法第十二条」に改め、同項第二号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「資産」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同項第三号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「土地」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同項第四号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「土地」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同項第五号中「公団は」を「機構は」に、「公団法第十九条第一項及び第二項並びに」を「機構法第十一条第一項並びに」を「機構法第十一項中「公団」を「機構」に改める。

第十四条及び第十五条中「公団」を「機構」に改める。

第十六条及び第十八条中「公団の総裁」を「機構の理事長」に改める。

第十九条の二 機構の理事長は、その任命に係る委員が独立行政法人通則法(平成十一年法)第十二条(見出しを含む。)中「公団を「機構」に改める。

第十九条の二 機構の理事長は、その任命に係る委員が独立行政法人通則法(平成十一年法)

律百三号。以下「通則法」という。第二十二

条又は次条において準用する機構法第十一条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

2 機構の理事長は、その任命に係る委員が次

の各号のいずれかに該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えない

と認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 機構の理事長は、前項の規定によりその任命に係る委員を解任しようとするときは、国

土交通大臣の認可を受けなければならない。

第二十条中「第十四条」を「第十四条及び

「公団法第十二条及び公団法第十三条」を「機構法第十条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「公団」を「機構」に、「か

ら第三項まで」を「及び第二項」に、「及び」を並

びに「に改め、同条第二項中「公団」を「機構」に

改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十三条中「公団」を「機構」に、「承継する」

を「公団が承継した」に改め、「土地」の下に「の

うち機構法附則第二条第一項の規定により機構

が承継するもの」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十五条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条中「公団」を「機構」に、「承継する土地」を「公団が承継した土地のうち機構法附則第二

条第一項の規定により機構が承継するもの」に

改める。

第二十六条を次の一条件を加える。

(委員の解任)

第十九条の二 機構の理事長は、その任命に係る委員が独立行政法人通則法(平成十一年法)

第四項の規定は、適用しない。

3 機構は、第一項に規定する特別の勘定において、通則法第二十九条第一項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における整理を行った後、同条第一項の規定による積立金として整理しなければならない。

第二十八条を次のように改める。

(機構法等の特例)

第二十八条 第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、機構法第八条第二項中「理事長」とあるのは「機構を代表し、理事長」と、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)第十三条第一項の業務」と、機構法第二十六条第一号中「又は第二十一条第二項」とあるのは「若しくは第二十一条第二項又は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。

第二十九条 公団の役員若しくは旧債務等処理法第十五条の資産処分審議会の委員で

構が当該機構に改め、同項を同条とする。

第三十条 国土交通大臣は、第十六条第一項第

三号又は第二十三条の規定により国土交通省令を定めようとするときは、財務大臣に協議

しなければならない。

第三十一条の前に次の章名を付する。

第五章 雜則

附則第二条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第五条の見出しを「(存続組合の代表者)」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を

に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を

に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を

に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を

に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を

に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を

規定により同項第一号及び第三号の業務を行ふ場合を除く。」と、通則法第四十八条第一項ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき及び債務等処理法第十三条第一項の規定により同項第二号及び第二号の業務を行う場合」とする。

第五章 雜則を削る。

第三十条を次のように改める。

(財務大臣との協議)

第三十一条の前に次の章名を付する。

第五章 雜則

附則第二条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第五条の見出しを「(存続組合の代表者)」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を

に改め、同条第一項から第三項までを削り、同

条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を









3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

## 第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事長五人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第一項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていなくては監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は一年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの方が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配

力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力有する者を含む。)

三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

2

第一項の規定の適用については、同項中「前条十年法律第四十五号」その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員及び職員の地位)

2

第一項の規定の適用については、同項中「前条十年法律第四十五号」その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修を行うこと。

二 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行うこと。

三 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行うこと。

## 第三章 業務等

### 第一節 業務の範囲

(事業実施計画)

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国と関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者(当該事業実施計画に際し、事業から撤退(当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしたことをいう。以下同じ。)をする者を含む。)又は当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用しても流水をかんがいの用に供しようとする者の組

6 機構は、事業実施計画に基づく事業を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けて、当該事業実施計画を廃止しなければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

7 機構は、前項の規定により事業実施計画を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第三項の規定により意見を聴いた者(当該事業実施計画の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。)の意見を聴くとともに、第二十五条第一項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない。

四 土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、総代会又は総代会の議決を経、かつ、その組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者(施設の更新のために行う前条第一項第一号の改築の業務で当該改築に係る施設の有している機能の維持を図ることを目的とする)その他当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものにあっては、当該現に流水をかんがいの用に供する者を除く。)の三分の二以上の同意を得なければならない。

五 主務大臣は、かんがい排水に係る前条第一項第一号の業務(特定施設に係るもの)について第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

六 機構は、事業実施計画に基づく事業を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けて、当該事業実施計画を廃止しなければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

七 機構は、前項の規定により事業実施計画を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第三項の規定により意見を聴いた者(当該事業実施計画の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。)の意見を聴くとともに、第二十五条第一項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない。

八 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、又は口に掲げる施設と一体的な管理を行つてはならない。

九 國土交通大臣又は農林水産大臣は、それぞれ、国土交通大臣が河川法による河川工事

として行っている事業(第十二条第一項第一号の業務に該当するものに限る。)又は国が土地改良事業として行っている事業(同号の業務に該当するものに限る。)のうち、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものについては、機構に対し、その実施を求めることができる。

2 農林水産大臣は、都道府県が土地改良事業として行っている事業(第十二条第一項第一号の業務に該当するものに限る。)のうち、当該都道府県から機構において行うべき旨の申出があり、かつ、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものについては、機構に対し、その実施を求めることがで

3 国土交通大臣又は農林水産大臣は、第一項の規定によりその実施を求めた事業(以下この条及び第二十六条において「國の水資源開発事業」という。)又は前項の規定によりその実施を求めた事業(以下この条において「都道府県の水資源開発事業」という。)について、機構がその求めに応じて第十二条第一項第一号の業務を行おうとする場合において前条第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 機構は、前項の規定による公示があった日の翌日から、その業務として國の水資源開発事業又は都道府県の水資源開発事業を行うものとする。

5 前項の規定により機構が國の水資源開発事業をその業務として行うこととなつた時において当該国の水資源開発事業に関する権利及び義務(当該国の水資源開発事業に関する治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は國營土地改良事業特別会計の財政融資資金からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。)は、その時において機構が承継する。

6 第四項の規定により機構が國の水資源開発事

業をその業務として行う場合において、国土交

通大臣が当該國の水資源開発事業と密接な関連を有する工事(以下この項において「関連工事」という。)で発電に係るものを行っているときは、又は国が委託に基づき関連工事を行っているときは、機構が當該國の水資源開発事業をその業務として行うこととなつた時において当該関連

工事に関し国が有する権利及び義務(政令で定める権利又は義務を除く。)は、その時において機構が承継する。ただし、当該関連工事が委託に基づくものである場合において、国がその委託をしている者の同意を得ることができなかつたときは、この限りでない。

7 第四項の規定により機構が都道府県の水資源開発事業をその業務として行うこととなつた時において当該都道府県の水資源開発事業に関し当該都道府県が有する権利及び義務の機構への承継については、当該都道府県と機構とが協議して定めるものとする。

8 第四項の規定により機構がその業務として行う國の水資源開発事業が土地改良事業に係るものであるときは、機構は、政令で定めるところにより、第十五条第一項の業務を行おうとするときも、同様とする。

9 第四項の規定により機構がその業務として行う國の水資源開発事業が土地改良事業に係るものであるときは、機構は、政令で定めるところにより、第十五条第一項の規定による(土地改良法の準用)

第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務(特定施設に係るものを除く。)を行う場合は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十一項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十六条

の二第七項、第九十八条第十項又は第九十九条

第十二項(百条の二第二項(百条十一條において準用する場合を含む。)及び百条十一條において準用する場合を含む。)の規定による公告とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(施設管理規程)

第十六条 機構は、水資源開発施設について第十二条第一項第二号の業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事(操作を伴う特定施設で政令で定めるもの(以下「操作特定施設」という。)に係る施設管

理規程にあっては、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係都道府県知事及び関係市町村長及び当該水資源開発施設の新設又は改築に要する費用について第十三条第三項の規定による同意をした者(事業からの撤退をした者を除く。)に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、愛知豊川用水施設について第十二条第一項第二号の業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係県知事、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供しようとする者及び愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の施設管理規程には、政令で定める事項操作特定施設(河川法第四十四条に規定するダム(以下「利水ダム」という。)その他操作を伴う施設に係るものにあっては、政令で定める操作に関する事項を含む。)を定めなければならない。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしよ

うとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、

河川管理者に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしよ

うとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、

河川管理者は、操作特定施設又は利水ダムに係る施設管理規程の操作に関する事項についての定めによつては、当該操作特定施設若しくは利水ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、河川管理上支障を生ずると認める場合には、当該操作に関する事項の変更を要請することができる。

6 河川管理者は、前項の要請をしよとすると場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

7 河川管理者は、前項の要請をしよとすると場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、速やかに、その要請に応じなければならない。

8 機構は、河川管理者から第六項の規定による要請があつたときは、速やかに、その要請に応じなければならない。

(河川法の特例)

第十七条 特定施設は、河川管理施設とし、機構は、河川法第九条及び第十条の規定にかかるはず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行い、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設若しくは水資源開発公団による旧水公団法第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第一条第一項の規定により機構が承継した特定施設の管理を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により特定施設の新築若しくは改築又は管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川法に規定する河川管理者の権限を行うことができる。

3 機構は、特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 河川法第四十七條の規定は、機構が設置する







は、政令で定める。

9 第一項の規定により機構が公團の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧水公團法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構に属する積立金として整理するものとする。

10 第一項の規定により公團が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定により機構が承継する旧水公團法第三十九条第一項の長期借入金又は水資源開発債券に係る債務について旧水公團法第四十一条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は水資源開発債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

2 前項の水資源開発債券は、第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

(業務の特例)

第四条 機構は、当分の間、第十二条の業務のか、旧水公團法第十八条第一項第一号の業務（第十二条の業務に該当するものを除く）のうち次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行ふことができる。

一 附則第六条の規定の施行前に公團が開始していた業務（実施計画調査中のものにあっては、開発される水資源の利用が確実であるものとして同条の規定の施行前に主務大臣が指定するものに限る。）

二 附則第六条の規定の施行前に水資源開発基本計画に基づき国土交通大臣が河川法による河川工事として開始していた事業又は国が土地改良事業として開始していた事業のうち、国土交通大臣又は農林水産大臣が、水資源開発基本計画に基づき機関が引き継いで行うべきであると認めるものに関する業務

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務

を行う場合には、第二条第二項、第十四条第一項及び第三項並びに第十五条中「第十二条第一項第一号の」とあるのは「第十二条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二条第一項に規定する」とあるのは「並びに」と、第十三条第一項及び第五項中「前条第一項第一号の」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第十四条第一項中「同号」とあるのは「同号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二十条、第二十二条第一項第一項及び第十四条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第四条第一項」と、第二十六条第一項、第三十条、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第一項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第二項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第三項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第四項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第五項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第六項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第七項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第八項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第九項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十一項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十二項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十三項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十四項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十五項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十六項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十七項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十八項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第十九項、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

第六条 水資源開発公團法は、廃止する。





に関する法律(平成十四年法律第 号)の

施行の日のいざれか遅い日

(事業団に対する政府の出資の取扱い)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日までにおける政府及び地方公共団体

からの出資金により取得された資産に係る除

却、取壊し、滅失その他の事由により生じた損

失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに

類するものにより補てんされる部分の金額を除

く。)及び減価償却の額の累計額の合計額に二分

の一を乗じて得た額については、施行日におい

て、日本下水道事業団(以下「事業団」という。)

に対する政府の出資はなかつたものとする。

2 政府の出資金(前項の規定により出資がな

かつたものとされた額を除く。)は、施行日にお

いて、払い戻されたものとし、その払い戻され

たものとされた金額に相当する金額が、施行日

において、政府の一般会計から事業団に対し無

利子で貸し付けられたものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方

法その他の償還に關し必要な事項は、政令で定め

る。

(事業団の定款の変更)

第三条 事業団は、施行日までに、その定款を改

正後の日本下水道事業団法(以下「新法」とい

う。)第十三条第一項の規定に適合するよう変

更し、国土交通大臣の認可を受けるものとす

る。この場合において、その認可の効力は、施

行日から生ずるものとする。

(事業団の役員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現在職する事業団

の理事長、副理事長、理事及び監事は、それぞ

れ、その選任について、新法第十八条第一項の

規定による国土交通大臣の認可を受け、かつ、

新法第二十三条第一項の規定による評議員会の

議決を経た理事長、副理事長、理事及び監事と

みなす。

2 この法律の施行の際現在職する事業団の役

員の任期は、改正前の日本下水道事業団法第十

七条第一項の規定により任期が終了すべき日に

終了するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に

関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部

を次のように改正する。

別表第一日本下水道事業団の項を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第八条 この法律による改正前の独立行政法人等

の保有する情報の公開に関する法律に基づき事

業団がした行為及び事業団に対してなされた行

為については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に

関する法律の一部改正)

第九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保

護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本下水道事業団の項を削る。

(日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律

案)

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法

律

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法

案)

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法

案)

日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百

三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「役員」の下に「の定数、

任期その他の役員」を加え、同項第六号中「評議員

会」を「評議員及び評議員会」に改める。

(役員)

第十二条 案を次のように改める。

長、理事及び監事を置く。

第十五条 条を次のように改める。

第二十条第二項を次のように改める。

第二十一条第一項第三号及び第二十九条(見出

しを含む。)中「及び資金計画」を削る。

第三十五条の二第一項中「いざれかに」を

に改め、同項第二号中「事業計画又は資金計画」

を「又は事業計画」に改める。

第四十条に次の二項を加える。

2 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第

四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第

二十号の規定(同条第十九号二に掲げる業務

に関する事務に係る部分を除く。)は、協会に

は、適用しない。

第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十三条中「に」を「いざれかに」に、「三万

円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施

行する。ただし、次条の規定は、公布の日から

施行する。

(経過措置)

第一条 日本勤労者住宅協会(以下「協会」とい

う。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)までに、その定款を改正後の日本勤労者

住宅協会法第八条第一項の規定に適合するよう

に変更し、国土交通大臣の認可を受けるものと

する。この場合において、その認可の効力は、施

行日から生ずるものとする。

(日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律

案)

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法

案)

日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百

三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「役員」の下に「の定数、

任期その他の役員」を加え、同項第六号中「評議員

会」を「評議員及び評議員会」に改める。

第一項(同法第二十条第五項において準用する場合を含む。)又は第二十条第四項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四

条一第八条)

第三章 雜則(第九条一第十七条)

第四章 罰則(第十二条一第十七条)

第五章 目次

第一章 総則(第一条一第三条)

第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四

条一第八条)

第三章 雜則(第九条一第十七条)

第四章 罰則(第十二条一第十七条)

第五章 目次

東京地下鉄株式会社法案

東京地下鉄株式会社法

第一項(同法第二十条第五項において準用する場合を含む。)又は第二十条第四項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四

条一第八条)

第三章 雜則(第九条一第十七条)

第四章 罰則(第十二条一第十七条)

第五章 目次

東京地下鉄株式会社法案

東京地下鉄株式会社法

新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 会社は前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第六条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(定款の変更等)

第七条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第八条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

### 第三章 雜則

#### (監督)

第九条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 土地交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十条 土地交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会

社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

(財務大臣との協議)

第十二条 国土交通大臣は、第四条第一項又は第七条(定款の変更の決議に係るもの)を除く)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

### 第四章 罰則

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を徴収する。

第十四条 第十二条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十五条 第十二条第一項の罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第四条の例に従つ。

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(会社の設立に際して発行する株式)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役

又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

1 第四条第一項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したと行した旨の届出を行わなかつたとき。

2 第六条の規定に違反して、事業計画を提出しなかつたとき。

3 第八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

4 第八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

5 第九条第二項の規定による命令に違反したとき。

6 第十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

### 第五章 施行期日

第十七条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

### 第六章 附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条 国及び附則第十一条の規定により株式の譲渡を受けた地方公共団体は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)に基づく特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、この法律の施行の状況を勘案し、できる限り速やかにこの法律の廃止、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。

(設立委員)

第三条 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関する発起人の職務を行わせる。

(定款)

第十四条 第十二条第一項の規定による報告をせよ。

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(会社の設立に際して発行する株式)

第十五条 会社の設立に際して発行する株式に関する規定

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(会社の設立に際して発行する株式)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(会社の設立に際して発行する株式)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(会社の設立に際して発行する株式)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(会社の設立に際して発行する株式)

第十九条 会社は、商法第百八十八条规定にかかる場合、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府等への無償譲渡)

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(会社の設立に際して発行する株式)

2 会社の設立に際して発行する株式について、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第四条第一項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとされる場合、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ東京地下鉄株式会社法」とする。

(株式の引受け)

2 前項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

3 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

4 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

5 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

6 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

7 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

8 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

9 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

10 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

11 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

12 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

13 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

14 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

15 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

16 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

17 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

18 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

19 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

20 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

21 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

22 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

23 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

24 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

25 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

26 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

27 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

28 第二項の規定により割り当つたされた株式による割り当てたものとする。

している地方公共団体に、當團への出資の金額の當團の出資の総額に対する割合に応じて、無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十二条 商法第六百六十七条、第六百六十八条第二項及び第六百八十二条の規定は、會社の設立については、適用しない。

(當團の解散)

第十三条 嘗團は、會社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて會社が承継する。

2 當團の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び国土交通省令をもって定める事項を記載した事業報告書については、帝都高速度交通當團法(昭和十六年法律第五十一号)第十四条ノ三及び第三十二条ノ二第二項(監事の意見書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお從前の例による。この場合において、同条第一項中「管理委員会」ノ議決ヲ経タルトキハ當該議決後十五日以内ニ」とあるのは、「解散ノ日カラ起算シテ三月ヲ経過スル日迄ニ」とする。

3 第一項の規定により當團が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(権利義務の承継に伴う経過措置)

第十四条 前条第一項の規定により會社が承継する債務に係る交通債券は、第三条の規定の適用については、社債とみなす。

2 前条第一項の規定により會社が承継する債務に係る借入金が財政融資資金による貸付けに係るものである場合における當該借入金についての財政融資資金法(昭和二十六年法律第二百号)第十一条第一項の規定の適用については、會社を同項第八号に規定する法人とみなす。

3 前条第一項の規定により會社が承継する債務に係る交通債券が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入

れに係るものである場合における當該交通債券についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、會社を同法第四十一条第四号ニに規定する法人とみなす。

(商号についての経過措置)

第十五条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東京地下鉄株式會社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十六条 會社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第六条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「會社の成立後遅滞なく」とする。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するものほか、會社の設立及び當團の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(帝都高速度交通當團法の廃止)

第十八条 帝都高速度交通當團法は、廃止する。(帝都高速度交通當團法の廃止に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通當團法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相違によりした処分、手續その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通當團法第四十条第二項の申請がなされた場合における国土交通大臣の裁定については、なお從前の例による。

3 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

2 前条第一項の規定により會社が承継する債務に係る借入金が財政融資資金による貸付けに係るものである場合における當該借入金についての財政融資資金法(昭和二十六年法律第二百号)第十一条第一項の規定の適用については、會社を同項第八号に規定する法人とみなす。

3 前条第一項の規定により會社が承継する債務に係る交通債券が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入

部を次のように改正する。

別表第一「帝都高速度交通當團の項を削る。」

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十一条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

別表帝都高速度交通當團の項を削る。

(独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第二十二条 独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項第四号中「帝都高速度交通當團(以下この条及び次条において「當團」という。)」を「東京地下鉄株式會社」に改め、同条第十項中「當團」を「東京地下鉄株式會社」に改める。

附則第十二条第一項中「當團」を「東京地下鉄株式會社」に改める。

附則第十一条第一項第四号中「帝都高速度交通當團(以下この条及び次条において「當團」という。)」を「東京地下鉄株式會社」に改め、同条第十項中「當團」を「東京地下鉄株式會社」に改める。

附則第十二条第一項中「當團」を「東京地下鉄株式會社」に改める。

一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人自動車事故対策機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対する身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第二百九十七号)以下「自賠法」という。による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。

四 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があるたるものとされた金額とする。

六 機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

七 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

八 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

九 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

十 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

十一 機構は、出資者の持分の移転は、譲受け者について第十九条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

十二 第二章 役員及び職員

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人自動車事故対策機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)以下「通則法」という。)の規定による法律(一部改正)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)以下「通則法」という。)の規定による法律(一部改正)

第四条 罰則(第二十五条・第二十六条)

第五条 罰則(第二十五条・第二十六条)

第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

第七条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

第八条 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第九条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

第十条 機構は、出資者の持分の移転は、譲受け者について第十九条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

十一 第二章 役員及び職員

第八条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

3 第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

2 (役員の任期)

第十条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第一項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合には、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事の任期は、一年とする。

5 (役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

す。

### 第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第二条の目的を達成するた

め、次の業務を行う。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第一項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第一種貨物利用運送事業を含む。)の用に供する自動車(以下単に「自動車」という。)の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。

二 自動車の運転者に対する適性診断(自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学者的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。)を行うこと。

三 自動車事故による被災者で後遺障害(傷害が治つてもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。)が存するため治療及び常時の介護を行なう施設を設置し、及び運営すること。

四 自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす被災を受けた者であつて国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給すること。

五 次に掲げる被災者であつて生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被災者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。

六 次に掲げる被災者であつて生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被災者が損害賠償額又は損害の額を支払われる金額の支払を受けたものに對し、当該被災者が損害賠償額又は損害の額を支払われる金額の支払を受けたまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。

イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被災者

ロ 自賠法第四章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被災者

として支払われる金額の支払を受けるべき被災者

七 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。

八 自動車事故の発生の防止及び被災者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(生活資金の返還の免除)

第十四条 機構は、前条第五号及び第六号の規定により貸付けを受けた者が死亡又は心身障害により当該貸付けを受けた資金(以下「生活資金」という。)を返還することができなくなったときは、生活資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十五条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変後もの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることがで

ら受けることが困難であると認められるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第十六条 機構は、第十三条第五号及び第六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしないとするとときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしないとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしないとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしないとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

第四章 雜則

(出資者原簿)  
第十九条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日  
又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という)。

2 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

第二十条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができるのは、その出資額を限度とする。

(財務大臣との協議)

第二十一条 國土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

二 第十五条第一項の承認をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ國土交通大臣、國土交通省及び國土交通省令とする。

(國家公務員共済組合法の適用に関する特例)

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）  
規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)  
第二十四条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法)

律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

## 第五章 罰則

第二十五条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 この法律の規定により國土交通大臣の認可を受けた者は、平成十五年十月一日から施行する。

2 この法律の規定によりセントラルの解散の日の前日にかかるセントラルに対するそれぞれの出資額に応じて出資されたものとする。この場合において、政府以外の者から出資されたものとする金額は、セントラルの解散の日の前日にかかるセントラルに対する政府以外の者の出資額を超えないものとする。

2 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

2 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

2 セントラルの解散については、自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号。以下「旧法」という)第四十七条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

2 第二条の規定によりセントラルが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

2 セントラルが旧法第三十一条第一項第二号及び第四号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧法第四十条の規定によりセントラルに貸し付けた資金であって政令で定めるものに係るセントラルに対する債権を免除するものとする。

2 自動車事故対策センター法の廃止に伴う経過措置

2 第二条の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現にセントラルが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

2 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

2 センターの解散の日の前日を含む事業年度には、その日に終わるものとする。

2 センターの解散の日の前日を含む事業年度には、その日に終わるものとする。

2 第二十二条の規定により機構が承継する債務に係るセントラルの長期借入金は、第十七条の規定の適用については、同条の長期借入金とみなす。

2 第二条の規定により機構がセントラルの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構

が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政令で定めるところにより、政府及び政府以外の者から機構に対しセントラルの解散の日の前日におけるセントラルに対するそれぞれの出資額に応じて出資されたものとする。この場合において、政府以外の者から出資されたものとする金額は、セントラルの解散の日の前日にかかるセントラルに対する政府以外の者の出資額を超えないものとする。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第六条第一項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有する機構の成立の日における機構の純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長の任期の特例)

第十二条 通則法第十四条第一項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十条第一項中

「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(政令への委任)

第十二条 附則第一条から前条までに定めるもの

のほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十三条 自動車損害賠償保障法の一部を次のよう改正する。

附則第五項中「自動車事故対策センター」に、「自立行政法人自動車事故対策機構」に、「自動車事故対策センター」(昭和四十八年法律第六十五号)第四条第四項を「独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第四十六条の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第一号)第五条第三項に、「第四十条」を「第十八条第一項に、「自動車事故対策センターその他」を「独立行政法人自動車事故対策機構その他」に改める。

(自動車損害賠償保障事業特別会計法の一部改正)

第十四条 自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項及び第三項中「法附則第五項の規定による」の下に「交付並びに」を加え、附則第六項中「償還金」の下に「独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第一号)第十五条第三項の規定による納付金」を加え、「同項の規定による」を法附則第五項の規定による交付金並びにに改め、附則第七項及び第十三項中「法附則第五項の規定による」の下に「交付並びに」を加える。

(平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律附則第一項中「同法附

則第五項の規定による」の下に「交付並びに」を加える。

一 平成六年度における財政運営のための国債

整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成六年法律第四十三号)

二 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成七年法律第六十号)

三 平成八年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成八年法律第六十号)

四 平成九年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成九年法律第六十号)

五 平成十年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十年法律第六十号)

六 平成十一年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十一年法律第六十号)

七 平成十二年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十二年法律第六十号)

八 平成十三年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十三年法律第六十号)

九 平成十四年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十四年法律第六十号)

十 平成十五年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十五年法律第六十号)

十一 平成十六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十六年法律第六十号)

十二 平成十七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十七年法律第六十号)

十三 平成十八年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十八年法律第六十号)

十四 平成十九年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成十九年法律第六十号)

十五 平成二十年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成二十年法律第六十号)

十六 平成二十一年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成二十一年法律第六十号)

十七 平成二十二年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成二十二年法律第六十号)

十八 平成二十三年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成二十三年法律第六十号)

十九 平成二十四年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成二十四年法律第六十号)

二十 平成二十五年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成二十五年法律第六十号)

二十一 平成二十六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成二十六年法律第六十号)

「第三章 独立行政法人空港周辺整備機構」

第一条 機構は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第二十二条 機構の資本金は、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)附則第一条第六項の規定により政府及び関係地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(一部改正)

第十六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十三年法律第一百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「自動車事故対策センター」の項を削る。

第十六条から第二十二条までを次のように改め

に、「第六十八条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第六十八条第二項」を「第四十一条第一項」に改める。

第十九条の三第一項第三号中「空港周辺整備機構」を「独立行政法人空港周辺整備機構」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第十八条から第二十二条までを次のように改め

る。(目的)

第十八条 独立行政法人空港周辺整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第十九条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人空港周辺整備機構とする。

(機構の目的)

第二十条 独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

第二十一条 機構は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第二十二条 機構の資本金は、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)附則第一条第六項の規定により政府及び関係地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第二十三条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

第二十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第二十五条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第二十六条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第二十七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第二十八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第二十九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十一条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十二条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十三条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十五条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十六条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第三十九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第四十条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第四十一条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第四十二条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第四十三条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第四十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第四十五条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

## (役員の任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

## (役員の欠格条項の特例)

第二十六条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 第二十三条 機構の役員の解任に関する通則法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十六条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第二十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用によつては、法令により公務に従事する職員となつては、法律第二十六条第一項の規定による承認を受けた金額を削る。

第二十八条 機構は、第二十条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。

二 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行ふこと。

## 行うこと。

三 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。

四 周辺整備空港に係る第八条の二に規定する工事に関する助成を行うこと。

五 周辺整備空港の設置者の委託により、第九条第一項の規定による建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れに関する事務を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託により、特定飛行場の周辺地域において緑地帯その他の緩衝地帯の造成を行うことができる。

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十条 機構は、第一項の規定による認可をし、又は空港周辺整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による認可をし、又は空港周辺整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、國土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令の適用については、政令で定めるところにより、機構を国(行政機関)又は地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第三十二条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百一十八号)の規定による承認を受けた金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

第三十三条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、國土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、國土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(政府からの資金の貸付け)

第三十四条 機構は、予算の範囲内において、機構に對し、第二十八条第一項第二号及び第二号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

第三十五条 國土交通大臣は、次に次の節名及び五条を加える。

2 第二十九条第二項、第三十条第一項若しくは第五項又は第三十二条第一項の認可をしようとするとき。

3 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

4 第二十九条第一項の認可をしようとするとき。

5 第二十九条第一項の認可をしようとするとき。

6 第二十九条第一項の認可をしようとするとき。

7 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

2 國土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、國土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

4 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

5 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

6 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

7 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

2 國土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、國土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

4 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

5 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第四十四条及び第四十五条並びに第三章第五節から第七節までを削る。

第四章中第六十四条を第三十九条とし、第六十五条から第六十七条までを「二十五条ずつ繰り上げ、第六十七条の二を第四十三条とする。

第五章中第六十八条を第四十四条とする。

第六十九条を削る。

第七十条中「一に」を「いずれかに」に、「十万元」を「二十万元」に改め、第二号を削り、同条第三号中「第四十四条第一項及び第二項」を「第二十八条」と改め、同号を同条第一号とし、同条を第四十五条とする。

第七十一条を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三十三条の次に節名及び五条を加える改正規定(第三十五条に係る部分に限る)並びに次条及び附則第七条の規定は、同年七月一日から施行する。

(空港周辺整備機構の解散等)

第二条 空港周辺整備機構(以下「旧機構」という。)は、独立行政法人空港周辺整備機構以下「機構」という。の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により機構が承継する。機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するためにより國及び関係地方公共団体が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するためにより國及び関係地方公共団体が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

第十部 國土交通委員会会議録第四号 平成十四年十一月二十一日 【参議院】

3 前項の規定により国及び関係地方公共団体が承継する資産の範囲その他該資産の国及び関係地方公共団体への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構の解散の日前日における旧機構に対する政府及び関係地方公共団体の出資金に相当する金額(以下「各出資額」という。)は、それぞれ、機構の設立に際し、政府及び関係地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額(以下「純資産額」という。)が各出資額の合計額を超えるときは、その差額に相当する額については政府及び関係地方公共団体から機構に対し各出資額に応じて出資されたものとし、純資産額が各出資額の合計額を超えないときは、その差額に相当する額については繰越欠損金として整理するものとする。

8 前項の規定により政府及び関係地方公共団体から機構に対し出資されたものとされた場合には、この法律による改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「新法」という。)第二十二条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは、「第二十六条第一項」とあるのは、「第二十六条第一項」である。

9 第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定により機構が承継するこの法律による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「旧法」という。)第五十二条第一項の規定による空港周辺整備債券は、新法第三十条第三項及び第四項の規定による空港周辺整備債券とみなす。

4 前条第一項の規定により機構が承継する旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧法第五十三条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

5 前条第一項の規定により機構が行われる場合には、新法第二十九条第一項中「前条」とあるのは「前条及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二号)附則第八条独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)」の一部を次のように改正する。

6 別表第一空港周辺整備機構の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

7 第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

8 第八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

9 第九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。

10 別表空港周辺整備機構の項を削る。

海 洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

11 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の二 海上災害防止センター（第

（センターの目的）

る事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターやその他の第三者に対抗することができない。

四十二条の十五 独立行政法人海上災害防止セ

ンター（以下「センター」という。）は、海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械

節 総則（第四十二条の十三～第四十二条の二十）

第二

（名称の使用制限）

四十二条の二十 センターでない者は、海上災

害防止センターという名称を用いてはならない。

章の一 独立行政法人海上災害防止センター

第三

（役員及び職員）

四十二条の二十一 第四十二条の二十一～第四十

第四

（業務等）

四十二条の二十二 第四十二条の二十二～第四十

第五

（節）

四十二条の二十三 第四十二条の二十三～第四十

第六

（節）

四十二条の二十四 第四十二条の二十四～第四十

第七

（節）

四十二条の二十五 第四十二条の二十五～第四十

第八

（節）

四十二条の二十六 第四十二条の二十六～第四十

第九

（節）

四十二条の二十七 第四十二条の二十七～第四十

第十

（節）

四十二条の二十八 第四十二条の二十八～第四十

第十一

（節）

四十二条の二十九 第四十二条の二十九～第四十

第十二

（節）

四十二条の三十 第四十二条の三十～第四十

第十三

（節）

四十二条の三十一 第四十二条の三十一～第四十

第十四

（節）

四十二条の三十二 第四十二条の三十二～第四十

第十五

（節）

四十二条の三十三 第四十二条の三十三～第四十

第十六

（節）

四十二条の三十四 第四十二条の三十四～第四十

第十七

（節）

四十二条の三十五 第四十二条の三十五～第四十

第十八

（節）

四十二条の三十六 第四十二条の三十六～第四十

第十九

（節）

四十二条の三十七 第四十二条の三十七～第四十

第二十

（節）

四十二条の三十八 第四十二条の三十八～第四十

第二十一

（節）

四十二条の三十九 第四十二条の三十九～第四十

第二十二

（節）

四十二条の四十 第四十二条の四十～第四十

第二十三

（節）

四十二条の四十一 第四十二条の四十一～第四十

第二十四

（節）

四十二条の四十二 第四十二条の四十二～第四十

第二十五

（節）

四十二条の四十三 第四十二条の四十三～第四十

第二十六

（節）

二条の二十四）に改める。

三十二条

（事務所）

四十二条の二十六 センターは、主たる事務所を

東京都置く。（資本金）

四十二条の二十七 センターの資本金は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）附則第二条第十一項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額

染に、「その措置」を「第一条第六号イに規定する汚染に、「その措置」を「その講じられた措置」に改める。

四十二条の二十九 第二号中「第四十二条の三十七第二項」を「第四十二条の二十六第二項」に改め

る。

二 船舶所有者その他の者の委託により、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去（第四十三条の三において「排出油の防除」という。）消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。

四 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。

五 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

六 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行ふこと。

八 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行ふこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（センターに対する指示）

四十二条の二十九 第二号に掲げる業務を行ふこと。

（センターに対する指示）

る事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターやその他の第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

四十二条の二十 センターでない者は、海上災害防止センターといふ名称を用いてはならない。

（役員）

四十二条の二十一 センターに、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

四十二条の二十二 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員の任期）

四十二条の二十三 理事長の任期は四年とし、理事会及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の地位）

四十二条の二十四 センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

四十二条の二十五 センターは、第四十二条の十五の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出特定油の防除のための措置を実施

し、当該措置に要した費用を第四十二条の二十七の規定により徴収すること。

（目的）

四十二条の二十三 独立行政法人海上災害防止センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

（名称）

四十二条の二十四 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海上災害防止センターとす

2 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の特定油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認められるべきことを、センターに対し、指示することができる。(センターの措置に要した費用の負担)

第四十二条の二十七 センターは、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された特定油が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された特定油が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 国は、センターが前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターに對し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置(油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染のうち特定油に係るもの)の防除のための措置であつて、同法第二条第六号ロに規定する措置(次号において「油濁損害防止措置」という)に該当しないものに限る。)に要した費用

二 前条第二項の規定による措置(油濁損害防止措置に該当しないものに限る。)に要した費用

3 第四十一条第四項及び第五項並びに第四十二条の三第一項から第七項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、

第四十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四十二条の二十七第一項」、第四十一条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の二十七第一項並びに同条第三項において準用する前項及び第四十二条の三第二項中「前項」とあるのは「第四十二条の二十七第一項」と、第四十二条の二十七第一項並びに同条第三項において準用する前項及び第四十二条の三第二項から第七項まで」と、第四十二条の三第五項中「国税の滞納処分の処分の例により」とあるのは「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」と読み替えるものとする。

(基金)

第四十二条の二十八 センターは、第四十二条の二十五第一号及び第二号の業務に関する基金を設け、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二号)附則第一条第十一項の規定により出資若しくは出えんされたものとされ、又は第四十二条の十七第二項の認可を受けた場合において出資され、若しくはこれらの業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

(区分経理)

第四十二条の二十九 センターは、第四十二条の二十五第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(次条第二項及び第四項において「防災措置業務」という。)に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第四十二条の三十 センターは、通則法第二十九条第一項に規定する中期目標の期間(以下この項、次項及び第五項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第二十九条第一項に規定する中期目標の期間による積立金と並びに第四十二条の三第一項から第七項までの規定は、第一項の期間に准用する。この場合において、

第三十条第一項の認可を受けた中期目標(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該

次の中期目標の期間における第四十二条の二十二に規定する業務の財源に充てることができるものとする。

2 センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、そ

の額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標における同項に規定する積立金として整理することができる。

2 センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、そ

の額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標における同項に規定する積立金として整理することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

(償還計画)

第四十二条の三十一 センターは、毎事業年度、

長期借入金の償還計画を立てて、国土交通大臣

の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をし

ようとするときは、あらかじめ、国土交通省の

独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければ

ならない。

(審査請求)

第四十二条の三十三 この法律に基づいてしたセ

ンターの処分に不服がある者は、国土交通大臣

に対し行政不服審査法による審査請求をするこ

とができる。

(出資者原簿)

第四十二条の三十四 センターは、出資者原簿を

備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項

を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

2 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十二条の三十五 センターは、解散した場合

において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

(財務大臣との協議)

2 受けて、長期借入金をすることができる。

3 第四十二条の三十六 国土交通大臣は、次の場合

には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四十二条の十七第二項、第四十二条の三

十一第一項又は第四十二条の三十二第一項の

認可をしようとするとき。

二 第四十二条の三十第一項又は第二項の承認

をしようとするとき。

(主務大臣等)

第四十二条の三十七 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第四十二条の三十八 センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法昭和三十二年法律

第一百二十八条の規定の適用については、同法

第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項

は、政令で定める。

(国家公務員宿告法の適用除外)

第四十二条の三十九 国家公務員宿舎法(昭和二

十四年法律第百七十七号)の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

第五十八条の三を削る。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六章の二の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四十二条の二十五に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第六十二条中「第四十二条の十九第二項」を「第四十二条の二十」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第六章の二の改正規定(第四

十二条の三十七に係る部分に限る)並びに次条

及び附則第八条の規定は、同年七月一日から施行する。

(海上災害防止センターの解散等)

第二条 海上災害防止センター(以下「旧センタ」という。)は、独立行政法人海上災害防止

センター(以下「センター」という。)の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

(海上災害防止センターの解散等)

第二条 海上災害防止センター(以下「旧センタ」という。)は、独立行政法人海上災害防

止センター(以下「センター」という。)の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に係るものについて、は、セントラーが承継する資金に充てるために政府以外の者から出そんされた金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する

旧セントラーより出そんされた金額を除く。)から負

債の金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する

新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは積越欠損金として整理するものとする。

(海上災害防止センターの解散等)

第二条 海上災害防止センター(以下「旧センタ」という。)は、独立行政法人海上災害防

止センター(以下「センター」という。)の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

(海上災害防止センターの解散等)

合における解散の登記については、政令で定めるとする。

(政府が有する債権の免除)

第三条 政府は、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てる

ため政府から旧センターに貸し付けた資金であつて政令で定めるものによる。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定によりセンターが承継する債務に係るセンターの長期借入金

は、新法第四十二条の三十二の規定の適用によつては、同条の長期借入金とする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第十一項の規定によりセンターに出資したものとされた政府以外の者は、

セントラーに対し、センターの成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

(持分の払戻し)

第六条 附則第二条第十一項の規定によりセンターに出資したものとされた政府以外の者は、

セントラーに対し、センターの成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

(持分の払戻し)

第七条 附則第二条第十一項の規定によりセンターに出資された金額(その金額が当該出資額に相当するその他の業務に係る勘定に属する出資金として整理するものとする。

政府以外の者が有するセンターの純資産額に対する持分に相当する

ときは、新法第四十二条の十八第一項の規定によつては、新法第四十二条の三十二の規定の適用によつては、同条の长期借入金とする。

かかるわらず、政令で定めるところにより、当該

政府以外の者が有するセンターの純資産額に対する持分に相当する

ときは、当該出資額に相当する金額によつて持分の払戻しをしなければならない。この場合において、センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 旧法第四十二条の二十八第二項を除く。

この規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

規定期によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第

二条第五項の規定によりなお從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一海上災害防止センターの項を削る。  
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

別表海上災害防止センターの項を削る。





平成十四年十一月二十八日印刷

平成十四年十一月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E